

令和9年度 地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

令和8年6月29日
山形県地域公共交通活性化協議会

○地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第2項第1号～第7号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本県では、総人口が減少する一方で65歳以上の高齢者数が年々増加する中、平成29年3月の改正道路交通法の施行を契機に自動車運転免許の返納も増加傾向にあるなど、移動手段を公共交通に頼らざるを得ない、いわゆる交通弱者が増加することが見込まれている。

一方では、学校、病院、行政機関の再編統合、郊外型大型店舗の進出に伴う地元商店街の衰退等により、県民の生活圏が拡大しており、地域間幹線系統のバス路線は、通院、通学、通勤、買い物等の日常生活を行う上で不可欠な移動手段となっている。

しかしながら、少子高齢化やモータリゼーションの進展等により、本県におけるバス利用者数は、この30年間で8割以上減少し、現在も減少傾向に歯止めがかからない状況にあり、更に近年のコロナ禍によりバス事業者は極めて厳しい経営環境に置かれている。

これらのことから、一定規模の乗合バス事業をバス事業者が単独で継続運行することが困難な状況になっており、国、県による地域公共交通確保維持事業による支援が必要となっている。

今回、当該計画において認定申請する幹線バス系統は、鉄道、幹線系統以外の路線バス、市町村が維持に努めるバスやデマンド型交通との接続や、各地域の中核的な医療機関や高等学校等の公共施設など利用者のニーズに対応しているものである。特に、鉄道のない市町村については、移動手段の確保に特段の配慮を行っている。

本協議会としては、県民が安心して社会生活を送り、積極的に社会参加でき、活力ある地域へとつながるよう、今後とも複数市町村にまたがる広域的・幹線的なバス系統の確保・維持に努めていく。

なお、令和7事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、一部、利用者数について目標値に届かない路線が見られた。

1次評価では、利用実態に即した適切なダイヤの設定を引き続き行うこととしているほか、2次評価では、ICカードの利用拡大に向け、具体的な取組を検討・実施したうえでICカードデータが活用可能な路線については、データを活かした詳細な分析を実施し、今後の改善点に生かすことと助言された。

これを踏まえ、令和9事業年度においては、以下の事業を行う。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の実情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、県内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

・山形県地域公共交通活性化協議会における定期的な協議・検証

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。

・GTFS-JP等のデータの県ホームページ上での公開

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。

・交通系ICカードについて、県民や来訪者への普及啓発

別紙

・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

2. 運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1

・県全体目標値（目標年度：R9）

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員（県内⇄全国）：41,963千人

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2

・県全体目標値（目標年度：R9）

県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294路線

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

・上記目標を達成するためには、特に地域間幹線システムの維持・利用拡大が不可欠であり、各系統において後述の生産性向上の取組みを進めながら、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」に記載する計画輸送量の達成を目標とする。

○事業の効果

・地域間幹線バスシステムを維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な交通手段が確保される。また、広域的・幹線的システムと地域的・支線的システムの有機的な連携により、効率的なバスネットワークが形成され、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

・定量的な事業目標を導入することにより、運行費用の抑制や効率的な運行を促進し、適切な受益者負担やサービス水準へ誘導することが期待できる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を作成し添付

5. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要【地域間幹線システムのみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表3」を作成し添付。

6. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線システムのみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表4」を作成し添付

7. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線システムのみ】

別添資料「幹線システムバスの生産性向上に係る取組み一覧」のとおり

別紙

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

8. 車両の取得に係る目的・必要性

地域間幹線系統路線を運行するバス車両については、使用開始から20年以上を経過するなど耐用年数を大幅に上回っており、老朽化に伴い修繕費も年々増加していることから、早急な買い換えが必要となっている。

しかしながら、幹線系統の路線バス事業は運行欠損を生じており、事業者単独で車両の取得を押し進めていくことは困難であり、車両減価償却費等国庫補助金の活用により、取得を進めるものである。取得にあたっては、高齢者等の移動等の円滑化に配慮するものとし、令和9年度は上記のうちノンステップバス7台を購入するものである。

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1

・県全体目標値(目標年度:R9)

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員(県内⇄全国): 41,963千人

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2

・県全体目標値(目標年度:R9)

県内路線バス・デマンド型交通の路線数: 294路線

○上記目標を達成するための細目標の達成(年次目標)

・上記目標を達成するためには、特に地域間幹線系統の維持・利用拡大が不可欠であり、各系統において後述の生産性向上の取組みを進めながら、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」に記載する計画輸送量の達成を目標とする。

(2) 事業の効果

老朽化した車両の更新として車両を取得することにより地域間幹線バスシステムの維持が図られるとともに、特にノンステップバス等の導入促進によって地域で生活する高齢者をはじめとする移動制約者の日常生活に必要な移動手段の確保の一助となる。さらには、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」及び「表7」を作成し添付
なお、山形県は国庫補助金と同額を負担。

別紙

○その他申請に関する事項

11. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会

<令和7年度>

- ・令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（素案）等について
- ・令和8年1月29日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・令和8年3月11日（第4回）：次期山形県地域公共交通計画（案）等について

<令和8年度>

- ・令和8年4月6日（第1回）：会長及び副会長の選任について
（日付は書面協議成立時）
- ・令和8年6月29日（第2回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山・最上・置賜・庄内）

<令和7年度>

【村山】

- ・令和7年5月27日：次期山形県地域公共交通計画における「地域別目標」骨子案及び今後の取組み等について
- ・令和7年9月16日：地域別目標の設定により村山地域が目指す姿等について
- ・令和7年11月12日：村山地域の地域別目標等について
- ・令和8年1月14日：交通空白の解消及び公共交通の維持・確保に向けて

【最上】

- ・令和7年6月5日：これまでの地域別目標の経過と今年度の進め方等について
- ・令和7年9月12日：地域別目標案（修正版）について等について
- ・令和7年11月10日：市町村ヒアリング結果を踏まえた地域別目標の最終案等について
- ・令和7年12月16日：広域連携による交通の取組等について

【置賜】

- ・令和7年4月24日：令和7年度の地域別部会の取組み等について
- ・令和7年8月25日：「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細」の変更について
（日付は書面協議成立時）
- ・令和7年9月24日：置賜地域別目標における取組み（案）について等について
- ・令和7年10月15日：地域連携公共ライドシェアの概要等について
- ・令和7年11月4日：置賜地域別目標及び取組み（案）について等について

【庄内】

- ・令和7年4月11日：地域旅客運送サービス継続事業公募型プロポーザルの実施等について
- ・令和6年9月17日：同計画の地域別目標の目指すべき姿等について
- ・令和7年10月31日：サービス継続計画の方針等について
- ・令和7年12月25日：庄内地域別目標（第3稿）に対する意見について
（日付は書面協議成立時）

12. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則全ての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

13. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	山形県みらい企画創造部交通機能強化・DX推進監 山形県みらい企画創造部地域交通政策課長
関係市区町村	山形県内市町村地域公共交通担当課長（全35市町村） 宮城県地域交通政策課長 福島県生活交通課長 仙台市公共交通推進課長
交通事業者・ 交通施設管理者等	国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所交通対策課長 山形県みらい企画創造部交通プロジェクト推進課長 山形県県土整備部道路保全課長 山形県県土整備部港湾課長 関係バス事業の代表者 東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社 山形鉄道株式会社 山形空港ビル株式会社 庄内空港ビル株式会社
地方運輸局	東北運輸局山形運輸支局長
その他協議会が 必要と認める者	一般社団法人山形県バス協会会長 一般社団法人山形県ハイヤー協会会長 山形県交通運輸産業労働組合協議会議長 山形県警察本部交通部交通企画課長 各総合支庁総務企画部総務課連携支援室長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山形県山形市松波二丁目8-1

（所 属）山形県みらい企画創造部地域交通政策課

（氏 名）交通政策主査 松田 和季

（電 話）023-630-3431

（e-mail）ychiikikotsu@pref.yamagata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

9年度

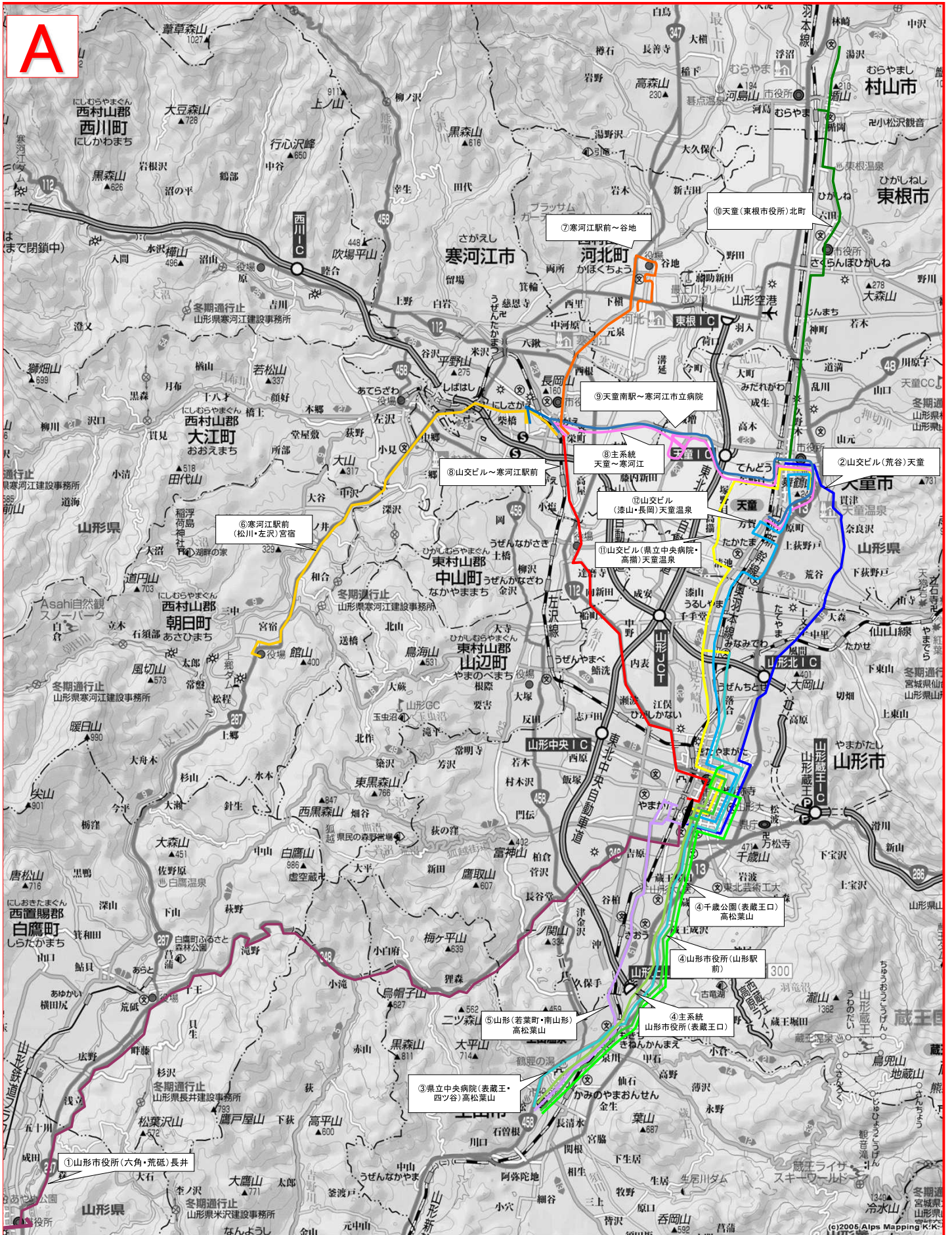
都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する国庫補助額 (千円)	特例措置
山形県	山形交通(株)	(1) 山形市役所(六角・荒砥)長井	13,986.0	
		(2) 山交ビル(荒谷・石倉)天童	10,425.0	
		(3) 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山	1,478.5	
		(4) 山形(表蔵王口)高松葉山	5,043.0	
		(5) 山形(若葉町・南山形)高松葉山	10,214.0	
		(6) 寒河江駅前(松川・左沢)宮宿	2,803.5	
		(7) 寒河江駅前 ~ 谷地	3,153.0	
		(8) 山交ビル ~ 寒河江駅前	8,241.5	
		(9) 天童 ~ 寒河江	5,098.5	
		(10) 天童(東根市役所)北町	2,221.5	
		(11) 山交ビル(県立中央病院・高掬)天童温泉	1,918.0	
		(12) 山交ビル(漆山)天童温泉	11,288.5	
		(15) 新庄 ~ 仙台	25,411.0	
		(16) 県立病院 ~ 金山	8,152.5	
		小計	109,434.0	
		山形交通(株)、宮城交通(株)	(13) 上山~仙台	9,304.5
	小計	9,304.0		
	山形交通(株)、ジェイアルバス東北(株)	(14) 米沢~仙台	40,552.0	
	小計	40,552.0		
	山形交通(株)、庄内交通(株)	(19) 山形(月山口)鶴岡	15,094.0	
	小計	15,094.0		
	株新庄輸送サービス	(17) 県立病院~肘折	5,424.0	
	小計	5,424.0		
有)はながさバス	(18) 銀山線	343.0		
小計	343.0			
庄内交通(株)	(20) 酒田(エスマール)山形	13,150.0		
	(21) 鶴岡-三川	5,484.5	1	
	(22) 三川-酒田	6,226.5	1	
	(23) 鶴岡-いでは文化記念館	4,529.0		
小計	29,390.0			
合 計			209,541.0	

※令和10年度、令和11年度については、令和9年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

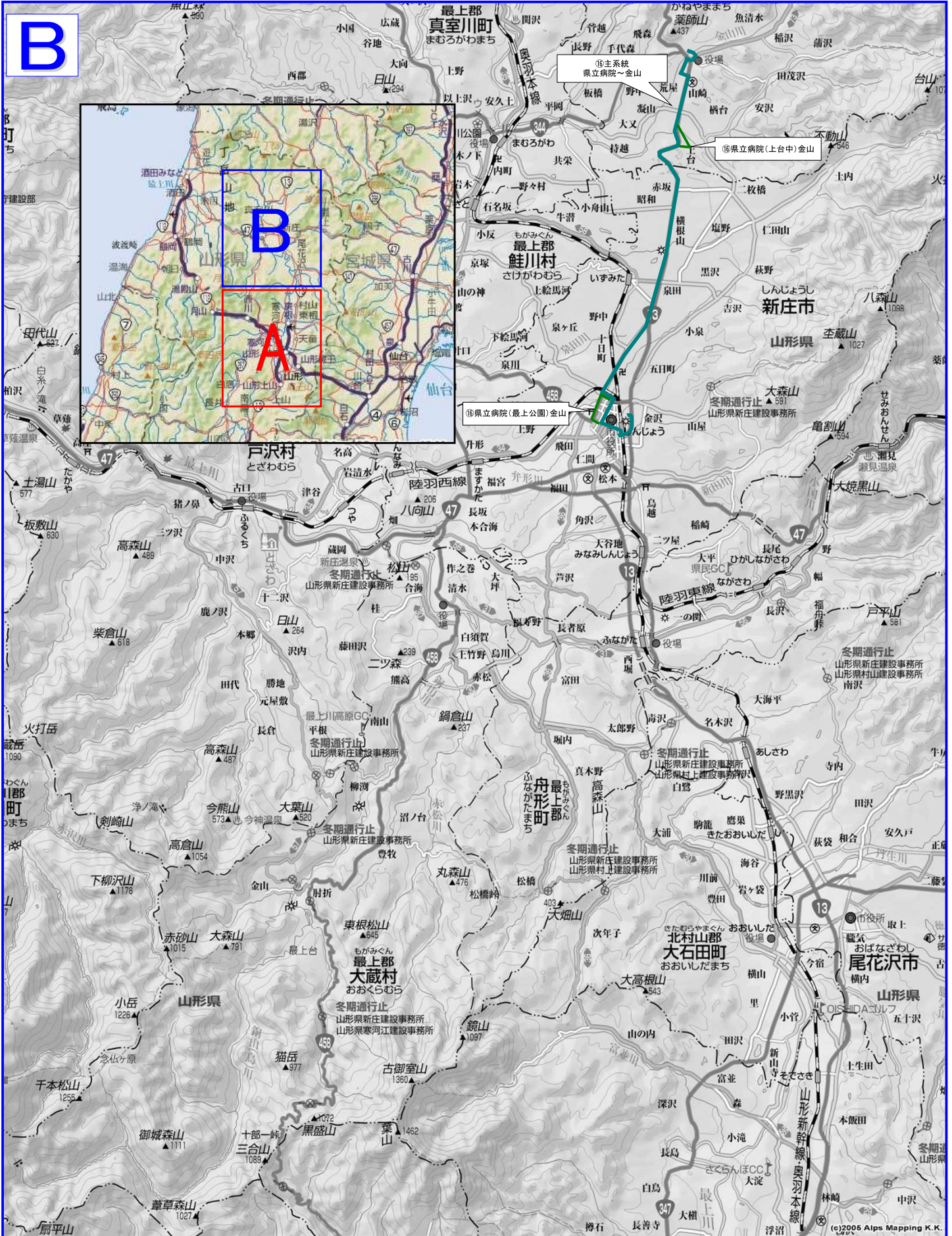
(注)

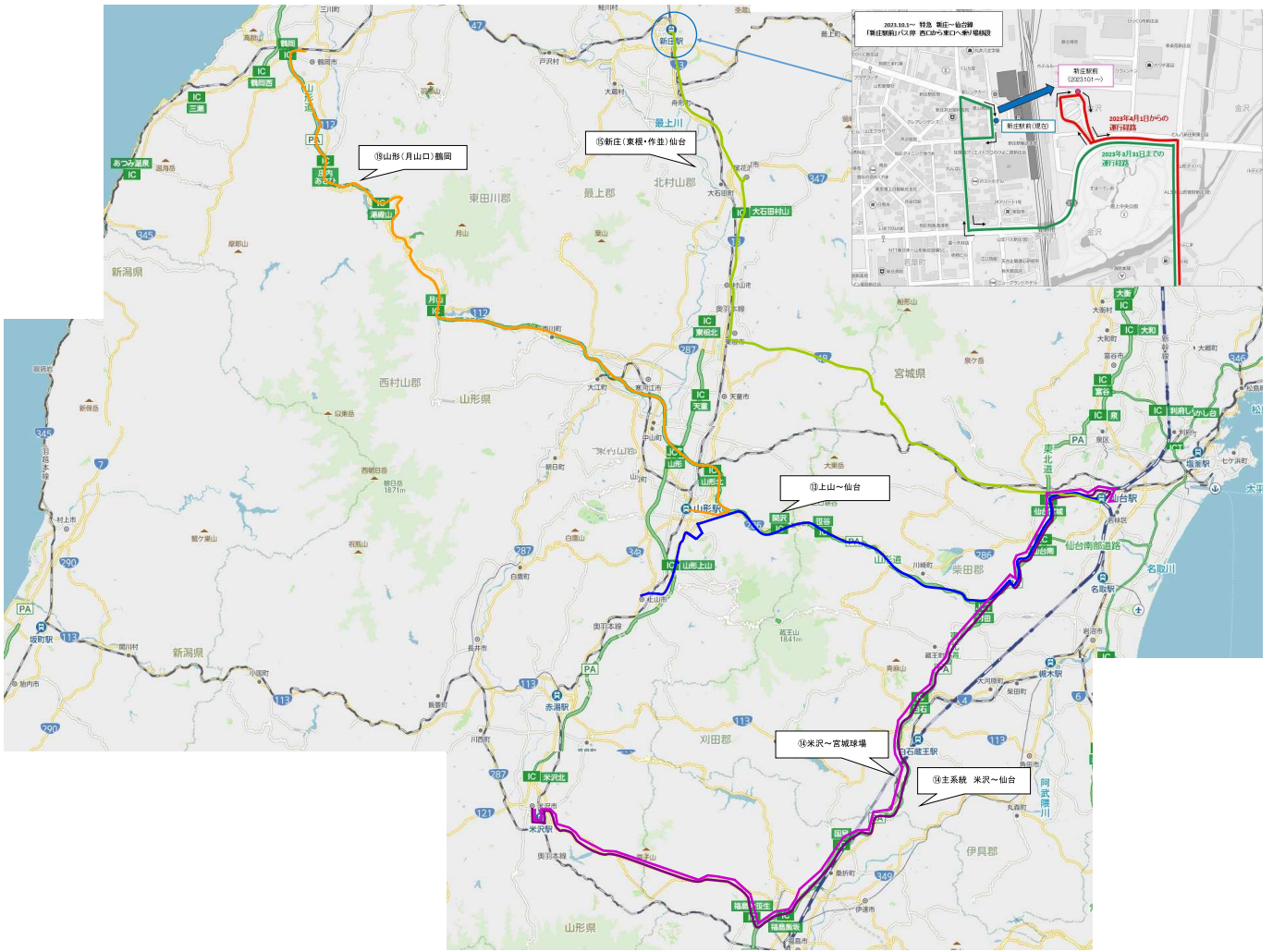
1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が能本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図(山形交通)



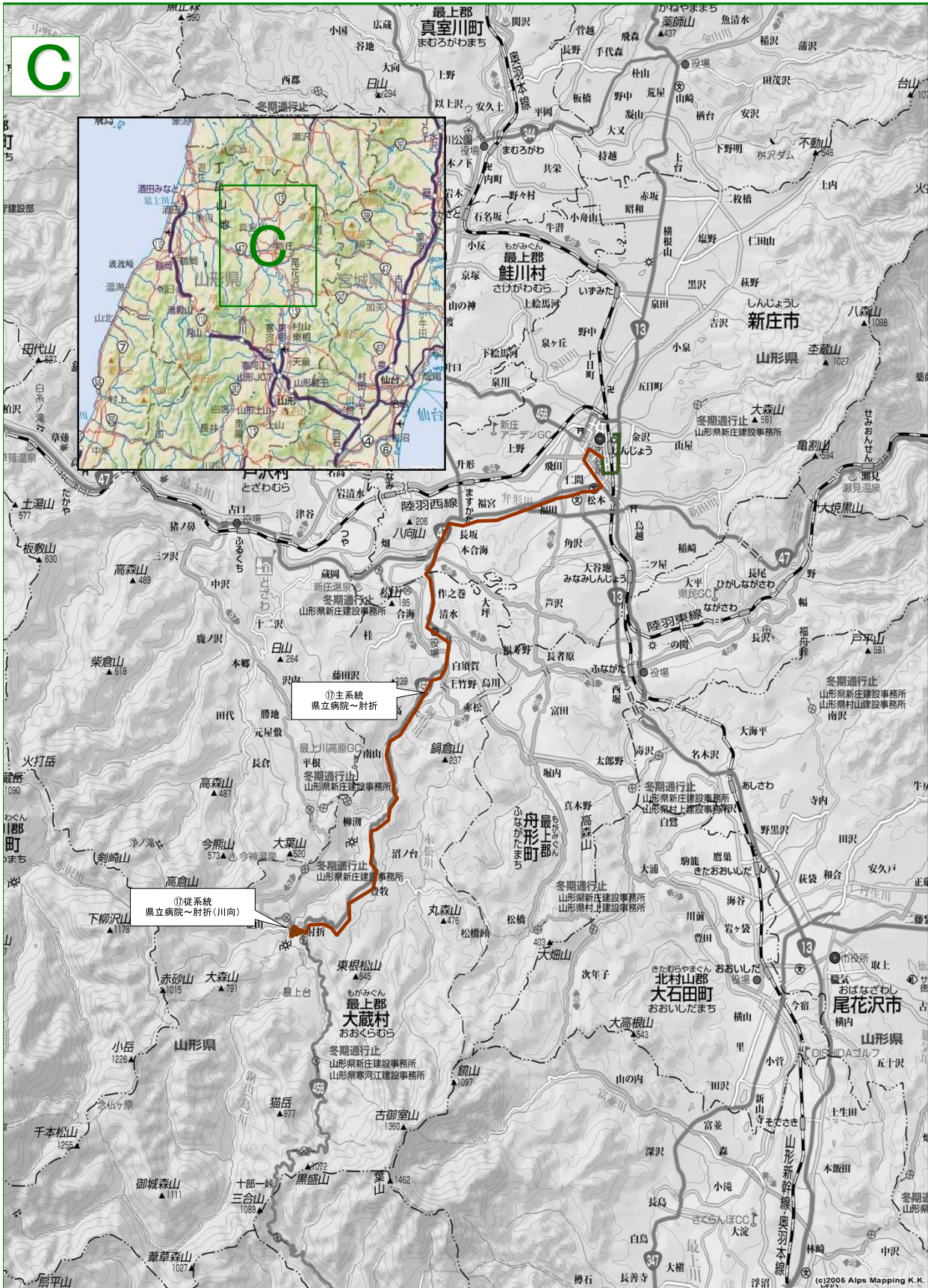
山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図(山形交通)





山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図 (内陸3/3)

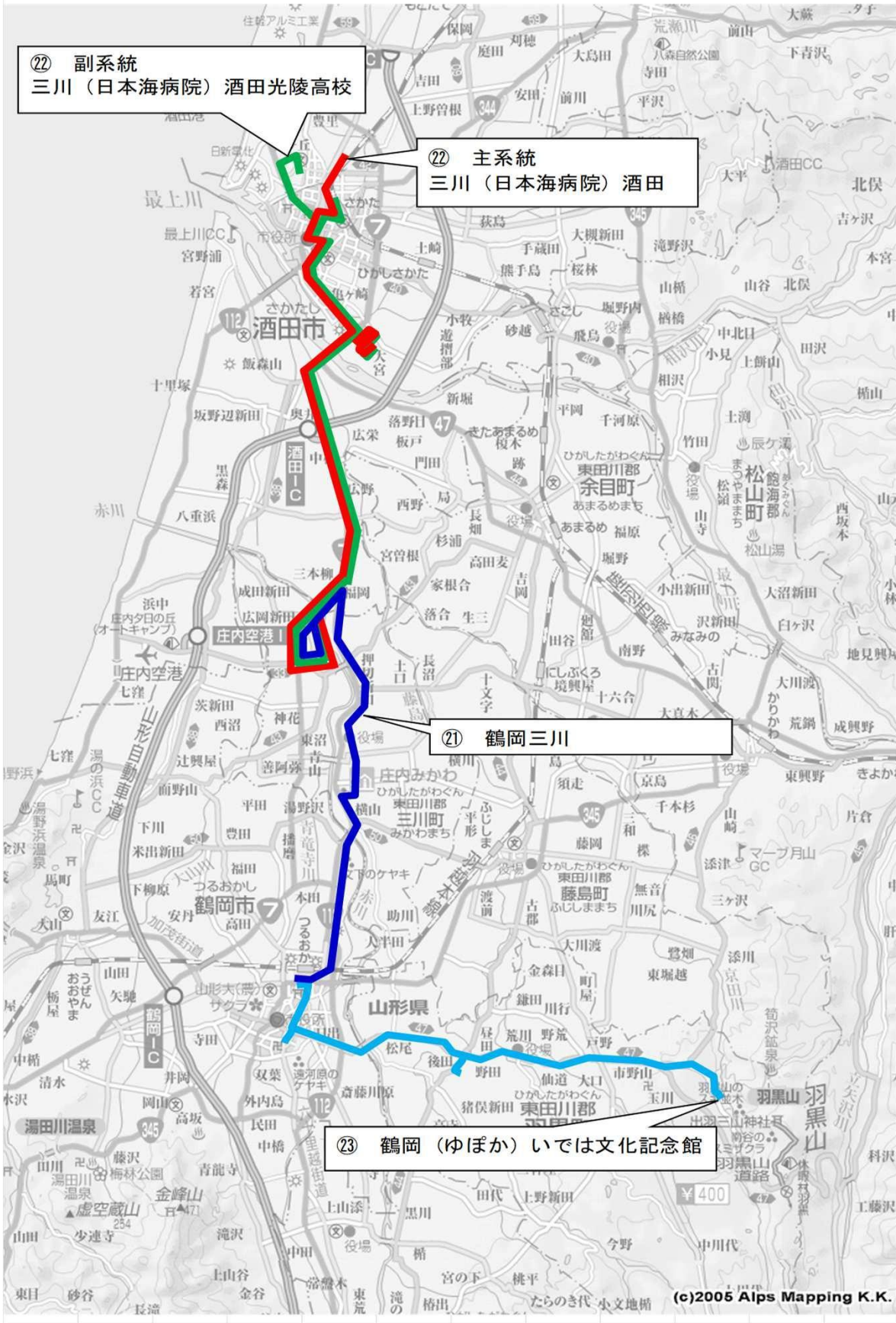
新庄輸送サービス株式会社



山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図(はながさバス)



令和9～11年度地域間幹線系統確保維持計画路線図（庄内交通）



令和9～11年度地域間幹線系統確保維持計画路線図（庄内交通）

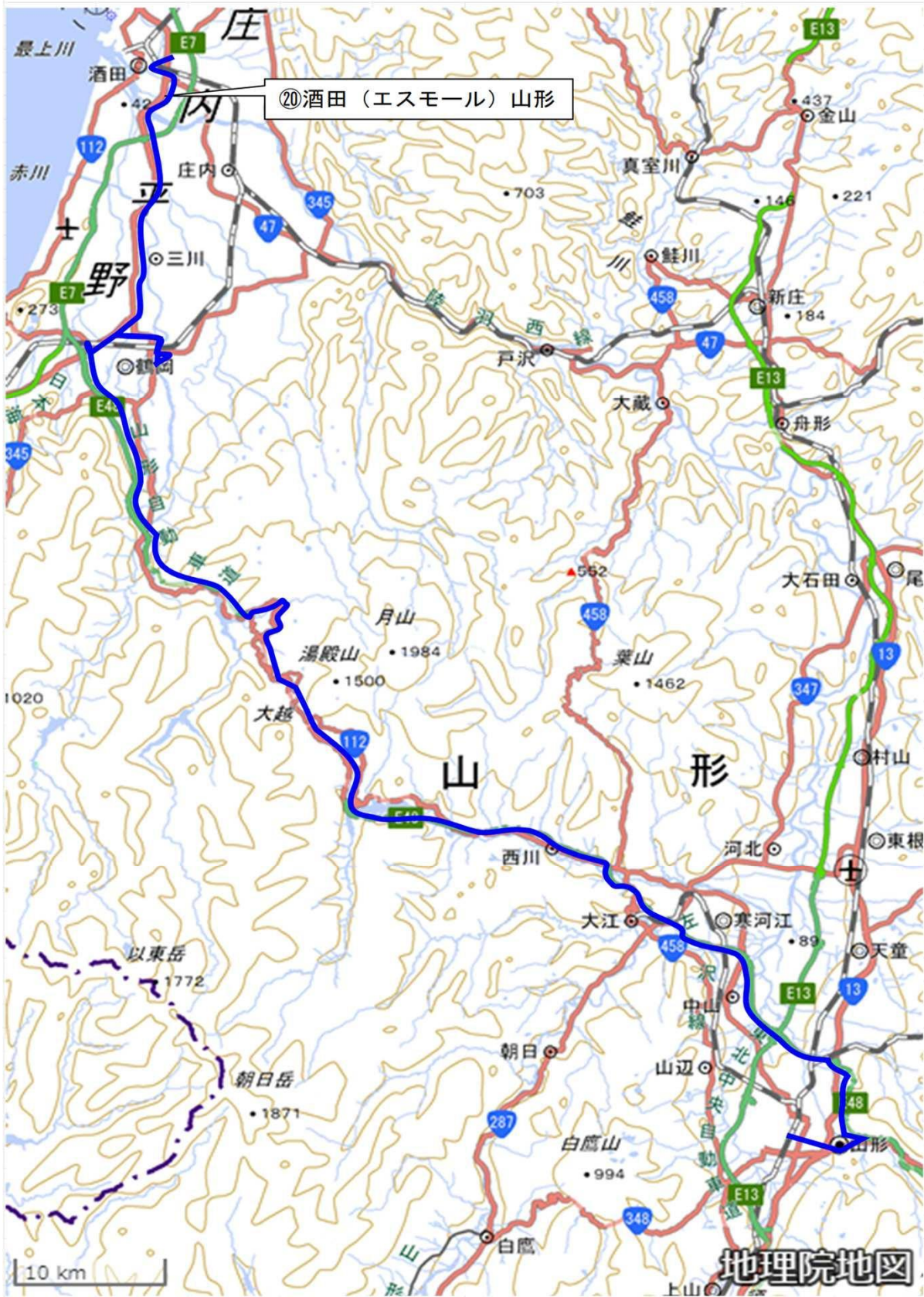


表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	山形交通株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 ^①)の損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	1,243,741 千円	営業外収益	13,035 千円	経常収益(イ)
営業費用	1,706,244 千円	営業外費用	3,685 千円	経常費用(ロ)	1,709,929 千円
営業損益	△ 462,503 千円	営業外損益	9,350 千円	経常損益	△ 453,153 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,351,861.7 km			経常収支率	73.50 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	1,130,641 千円	営業外収益	16,244 千円	経常収益(イ)
営業費用	1,670,498 千円	営業外費用	3,458 千円	経常費用(ロ)	1,673,956 千円
営業損益	△ 539,857 千円	営業外損益	12,786 千円	経常損益	△ 527,071 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	4,515,560.4 km			経常収支率	68.51 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	1,036,472 千円	営業外収益	81,420 千円	経常収益(イ)
営業費用	1,670,071 千円	営業外費用	3,598 千円	経常費用(ロ)	1,673,669 千円
営業損益	△ 633,599 千円	営業外損益	77,822 千円	経常損益	△ 555,777 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,862,448.9 km			経常収支率	66.91 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ/ハ×a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前年度) ロ/ハ×b	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ/ハ×c
羽越	344 円 20 銭	370 円 70 銭	392 円 91 銭
東北	344 円 20 銭	370 円 70 銭	392 円 91 銭

※「基準期間」には、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b×c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ-ヘ×ア	キロ当たり経常収益 イ×ハート
羽越	369 円 27 銭	424 円 7 銭	369 円 27 銭	0 円 0 銭	288 円 79 銭
東北	369 円 27 銭	391 円 91 銭	369 円 27 銭	0 円 0 銭	288 円 79 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表(注)4.の適用割合 ^フ	改定率 ^コ
羽越	令和6年3月4日	基準期間の前年度	2/3	1.21%
		基準期間の年度	3/3	
		基準期間の年度	3/3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数	計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通確保維持事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通確保維持事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率	
				起点	主な経由地	終点													
羽越	1		山形市役所(六角・荒砥)長井	山形市役所前	荒砥	道の駅川のみなと長井	364	日	1,812.0 (4.9)	回	5.7	27.9 人	往46.5km 復46.4km	46.4km					100.000%
	2		山交ビル(荒谷)天童	山交ビル	荒谷	天童駅前	364	日	4,478.0 (12.2)	回	3.9	47.5 人	往18.3km 復18.7km	19.0km					100.000%
	3		県立中央病院(表裏王・四ツ谷)高松葉山	県立中央病院	表裏王口	高松葉山温泉	240	日	720.0 (3.0)	回	5.8	16.8 人	往21.1km 復21.0km	21.0km					100.000%
	4		山形(表裏王口)高松葉山	山形市役所前	表裏王口	高松葉山温泉	364	日	4,658.0 (11.1)	回	4.8	53.2 人	往15.5km 復15.5km	15.5km					100.000%
	5		山形(若菜町・南山形)高松葉山	千歳公園待合所	若菜町	高松葉山温泉	364	日	4,418.0 (12.1)	回	4.4	53.2 人	往18.6km 復19.0km	19.0km					100.000%
	6		寒河江駅前(松川・左沢)宮宿	寒河江駅前	松川	朝日町役場前	240	日	1,440.0 (3.9)	回	3.1	12.0 人	往23.1km 復22.6km	22.8km					100.000%
	7		寒河江駅前～谷地	寒河江駅前		河北病院	240	日	2,520.0 (6.9)	回	2.9	20.0 人	往13.0km 復13.0km	13.0km					100.000%
	8		山交ビル～寒河江駅前	山交ビル		寒河江駅前	364	日	4,956.0 (13.5)	回	2.8	37.8 人	往19.8km 復19.0km	19.3km					100.000%
	9		天童～寒河江	天童南駅		寒河江駅前	290	日	1,835.0 (5.0)	回	6.2	31.0 人	往17.2km 復17.2km	17.2km					100.000%
	10		天童(東根市役所)北町	天童駅前	東根市役所前	北町	240	日	1,580.0 (4.2)	回	2.8	11.7 人	往18.0km 復18.0km	18.0km					100.000%
	11		山交ビル(県立中央病院・高瀬)天童温泉	山交ビル	県立中央病院・高瀬	わくわくランド	240	日	720.0 (3.0)	回	3.9	11.7 人	往24.5km 復23.6km	24.0km					100.000%
	12		山交ビル(漆山・長岡)天童温泉	山交ビル	漆山	わくわくランド	364	日	4,908.0 (13.4)	回	3.8	50.9 人	往18.0km 復18.1km	18.5km					100.000%
	16		県立病院～金山	県立病院前	泉田	金山	364	日	3,280.0 (8.9)	回	4.0	35.6 人	往19.1km 復19.2km	19.1km					100.000%
	15		特急 新庄(東根・作並)仙台	新庄駅前	東根駅前	仙台駅前	365	日	2,907.0 (7.9)	回	9.8	77.4 人	往101.0km 復101.0km	101.0km		往37.1km 復37.0km	37.0km		63.26%
	東北	(15)	特急 新庄(東根・作並)仙台	新庄駅前	東根駅前	仙台駅前	365	日	2,907.0 (7.9)	回	9.8	77.4 人	往101.0km 復101.0km	101.0km		往63.9km 復64.0km	63.9km		38.54%
合計			系統																

※令和10年度、令和11年度については、令和9年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)+チ=ブ)	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下の額カ	ノとノのいずれか少ない額 ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益										補助対象経常収益の見込額 ノ×フ以上の額ヨ			
							補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3カ年平均		基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間				
							基準期間における実車走行キロ当たりの経常収益の算定による増加分 ×コ×(1+ノ)×フ ×ア×フ	経常収益控除額 ケとのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ-h=ジ	3カ年平均 (d+e+f)/3=ノ	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たりの経常収益 ヤ÷マ=d	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たりの経常収益 ヤ÷マ=e		経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たりの経常収益 ヤ÷マ=f
羽越	1	1	100.00%	168,334.8 km	62,160.991円	196円.26銭	171円.70銭	0円.00銭	193円.86銭	193円.86銭	33,967,931円	187,833.5 km	180円.64銭	33,105,613円	176,689.2 km	187円.36銭	36,249,581円	199,840.4 km	213円.68銭	32,990,288円
羽越	2	0	100.00%	170,086.0 km	62,808,395円	193円.05銭	171円.70銭	0円.00銭	271円.70銭	271円.70銭	13,122,278円	56,132.5 km	233円.77銭	8,525,902円	30,185.7 km	282円.90銭	9,080,287円	30,312.0 km	298円.90銭	8,235,770円
羽越	3	0	100.00%	30,312.0 km	11,193,312円	271円.70銭	271円.70銭	0円.00銭	271円.70銭	271円.70銭	13,122,278円	56,132.5 km	233円.77銭	8,525,902円	30,185.7 km	282円.90銭	9,080,287円	30,312.0 km	298円.90銭	8,235,770円
羽越	4	0	100.00%	125,942.0 km	46,506,602円	280円.37銭	271円.70銭	0円.00銭	280円.37銭	280円.37銭	35,855,075円	139,897.0 km	254円.86銭	33,908,679円	119,929.9 km	282円.90銭	38,097,251円	125,517.5 km	303円.52銭	35,310,358円
羽越	5	0	100.00%	172,725.6 km	63,782,383円	226円.16銭	271円.70銭	0円.00銭	226円.16銭	226円.16銭	43,448,360円	217,982.5 km	199円.32銭	44,036,493円	193,203.5 km	271円.92銭	43,399,534円	172,725.6 km	251円.28銭	39,983,621円
羽越	6	0	100.00%	65,806.0 km	24,300,920円	107円.05銭	107円.05銭	0円.00銭	107円.05銭	107円.05銭	8,829,977円	81,266.0 km	108円.65銭	7,232,786円	69,643.6 km	103円.90銭	7,150,427円	65,806.0 km	108円.65銭	7,044,746円
羽越	7	0	100.00%	65,464.5 km	24,174,075円	130円.39銭	130円.39銭	0円.00銭	130円.39銭	130円.39銭	10,054,962円	83,286.0 km	120円.72銭	9,208,732円	68,518.0 km	134円.30銭	8,907,224円	65,464.5 km	136円.06銭	8,535,916円
羽越	8	0	100.00%	191,301.6 km	70,641,941円	164円.81銭	171円.70銭	0円.00銭	164円.81銭	164円.81銭	38,309,340円	232,406.4 km	164円.83銭	33,924,377円	207,709.2 km	163円.73銭	33,369,139円	200,648.0 km	166円.30銭	31,528,416円
羽越	9	0	100.00%	61,369.2 km	22,661,804円	110円.01銭	110円.01銭	0円.00銭	110円.01銭	110円.01銭	7,239,453円	61,403.7 km	117円.89銭	6,512,049円	61,151.4 km	106円.49銭	6,464,883円	61,168.2 km	105円.65銭	6,751,225円
羽越	10	0	100.00%	56,160.0 km	20,738,203円	149円.75銭	149円.75銭	0円.00銭	149円.75銭	149円.75銭	11,094,053円	79,452.0 km	139円.63銭	8,861,458円	62,568.0 km	141円.82銭	9,435,641円	56,160.0 km	168円.01銭	8,409,960円
羽越	11	0	100.00%	34,632.0 km	12,788,556円	183円.60銭	183円.60銭	0円.00銭	183円.60銭	183円.60銭	5,829,207円	34,776.3 km	161円.86銭	6,217,340円	34,487.7 km	180円.27銭	7,227,109円	34,632.0 km	208円.68銭	6,358,435円
羽越	12	0	100.00%	182,064.8 km	67,231,068円	191円.63銭	171円.70銭	0円.00銭	191円.63銭	191円.63銭	41,908,625円	250,967.6 km	167円.58銭	37,615,609円	196,947.2 km	190円.90銭	39,385,627円	182,064.8 km	216円.32銭	34,889,077円
羽越	16	0	100.00%	124,762.0 km	46,078,880円	154円.04銭	171円.70銭	0円.00銭	154円.04銭	154円.04銭	19,514,093円	115,449.8 km	169円.02銭	17,425,690円	121,421.7 km	143円.51銭	18,243,923円	121,941.0 km	149円.61銭	19,218,838円
東北	(15)	0	36.834%	587,214.0 km	216,840,513円	282円.72銭	271円.70銭	0円.00銭	282円.72銭	282円.72銭	159,475,373円	618,933.4 km	257円.66銭	168,226,145円	588,022.0 km	286円.06銭	179,532,224円	588,738.0 km	304円.42銭	186,017,142円
合計				2,623,392.5 km	968,740,140円						820,961,320円	2,962,876.9 km		615,418,598円	2,896,934.5 km		652,907,870円	2,633,912.8 km		603,407,801円

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カー=ヨタ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	ノのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に算入されるもの ソ×ア=ツ					計画平均実車密度が5人未満の路線 ツ×ム×1/2=ラ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ウ=ヨム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム=ラウ
					タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	ソ	ア	ツ	ム					
羽越	1	1	29,123,604円	27,972,445円	27,972,445円	27,972,445円	27,972,445円	27,972,445円	27,972円	13,986.0千円	29,123,604円	15,137,604円		
羽越	2	0	29,818,127円	28,263,777円	29,263,777円	28,263,777円	28,263,777円	28,263,777円	20,850.327千円	20,850千円	10,425.0千円	19,263,127円		
羽越	3	0	2,957,542円	5,036,990円	2,957,542円	2,957,542円	2,957,542円	2,957,542円	2,957千円	1,478.5千円	2,957,542円	1,479,042円		
羽越	4	0	11,196,244円	20,927,970円	11,196,244円	11,196,244円	11,196,244円	11,196,244円	10,086.706千円	10,086千円	5,043.0千円	6,153,244円		
羽越	5	0	24,718,761円	28,702,071円	24,718,761円	24,718,761円	24,718,761円	24,718,761円	20,428千円	20,428千円	10,214.0千円	14,504,761円		
羽越	6	0	17,256,174円	10,935,414円	10,935,414円	10,935,414円	10,935,414円	10,935,414円	5,607.904千円	5,607千円	2,803.5千円	14,452,674円		
羽越	7	0	15,638,159円	10,878,333円	10,878,333円	10,878,333円	10,878,333円	10,878,333円	6,306.280千円	6,306千円	3,153.0千円	12,485,159円		
羽越	8	0	38,113,525円	31,788,873円	31,788,873円	31,788,873円	31,788,873円	31,788,873円	16,483.119千円	16,483千円	8,241.5千円	30,872,025円		
羽越	9	0	15,910,579円	10,197,811円	10,197,811円	10,197,811円	10,197,811円	10,197,811円	10,197千円	5,098.5千円	15,910,579円	10,812,079円		
羽越	10	0	12,328,243円	9,332,191円	9,332,191円	9,332,191円	9,332,191円	9,332,191円	4,443.900千円	4,443千円	2,221.5千円	10,106,743円		
羽越	11	0	6,430,123円	5,754,851円	5,754,851円	5,754,851円	5,754,851円	5,754,851円	3,836.567千円	3,836千円	1,918.0千円	4,512,123円		
羽越	12	0	32,341,991円	30,253,980円	30,253,980円	30,253,980円	30,253,980円	30,253,980円	22,577.597千円	22,577千円	11,288.5千円	21,053,491円		
羽越	16	0	26,852,525円	20,731,888円	20,731,888円	20,731,888円	20,731,888円	20,731,888円	16,305.979千円	16,305千円	8,152.5千円	18,700,025円		
羽越	15	0	50,823,371円	97,578,230円	50,823,371円	32,204,737円	32,204,737円	32,204,737円	32,204千円	16,102.0千円	50,823,371円	34,721,371円		
東北	(15)	0	50,823,371円	97,578,230円	50,823,371円	18,618,633円	18,618,633円	18,618,633円	18,618千円	9,309.0千円	50,823,371円	41,514,371円		
合計			365,332,339円	438,933,054円	328,628,852円	275,805,480円	275,805,480円	275,805,480円	126,927,107千円	218,869千円	109,434千円	255,897,839円		

補助プログラム名	申請番号	特例措置	つの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	1	13,986,000円	92.4%		0.0%		0.0%	1,151,604円	7.6%	
	2	0	10,425,000円	53.8%		0.0%		0.0%	8,968,127円	48.2%	
	3	0	1,478,500円	100.0%		0.0%		0.0%	542円	0.0%	
	4	0	5,043,000円	82.0%		0.0%		0.0%	1,110,244円	18.0%	
	5	0	10,214,000円	70.4%		0.0%		0.0%	4,290,761円	29.6%	
	6	0	2,803,500円	19.4%		0.0%		0.0%	11,649,174円	80.6%	
	7	0	3,153,000円	25.3%		0.0%		0.0%	9,332,159円	74.7%	
	8	0	8,241,500円	26.7%		0.0%		0.0%	22,630,525円	73.3%	
	9	0	5,096,800円	47.2%		0.0%		0.0%	5,713,579円	52.8%	
	10	0	2,221,500円	22.0%		0.0%		0.0%	7,885,243円	78.0%	
	11	0	1,918,000円	42.5%		0.0%		0.0%	2,594,123円	57.5%	
	12	0	11,288,500円	53.6%		0.0%		0.0%	9,764,991円	46.4%	
	16	0	8,152,500円	49.6%		0.0%		0.0%	10,647,525円	56.4%	
	15	0	16,102,000円	46.4%		0.0%		0.0%	18,619,371円	53.6%	
	(15)	0		0.0%		0.0%		0.0%	41,514,371円	100.0%	
合計			100,125,500円	39.1%	0円	0.0%	0円	0.0%	155,772,339円	60.9%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	山形交通株式会社、宮城交通株式会社
------	-------------------

1. 申請事業者の概要

【山形交通株式会社】R7

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※]) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,243,741 千円	営業外収益	13,035 千円	経常収益(イ)	1,256,776 千円
	営業費用	1,706,244 千円	営業外費用	3,685 千円	経常費用(ロ)	1,709,929 千円
	営業損益	△ 462,503 千円	営業外損益	9,350 千円	経常損益	△ 453,153 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,351,861.7 km				経常収支率	73.50 %

【宮城交通株式会社】R7

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※]) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	3,649,717 千円	営業外収益	128,640 千円	経常収益(イ)	3,778,357 千円
	営業費用	3,531,030 千円	営業外費用	5,240 千円	経常費用(ロ)	3,536,270 千円
	営業損益	118,687 千円	営業外損益	123,400 千円	経常損益	242,087 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	5,246,266.6 km				経常収支率	106.85 %

【山形交通株式会社】R6

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,130,641 千円	営業外収益	16,244 千円	経常収益(イ)	1,146,885 千円
	営業費用	1,670,498 千円	営業外費用	3,458 千円	経常費用(ロ)	1,673,956 千円
	営業損益	△ 539,857 千円	営業外損益	12,786 千円	経常損益	△ 527,071 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	4,515,560.4 km				経常収支率	68.51 %

【宮城交通株式会社】R6

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	3,209,082 千円	営業外収益	110,333 千円	経常収益(イ)	3,319,415 千円
	営業費用	3,720,383 千円	営業外費用	2,130 千円	経常費用(ロ)	3,722,513 千円
	営業損益	△ 511,301 千円	営業外損益	108,203 千円	経常損益	△ 403,098 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	5,584,145.3 km				経常収支率	89.17 %

【山形交通株式会社】R5

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,038,472 千円	営業外収益	81,420 千円	経常収益(イ)	1,119,892 千円
	営業費用	1,670,071 千円	営業外費用	3,598 千円	経常費用(ロ)	1,673,669 千円
	営業損益	△ 631,599 千円	営業外損益	77,822 千円	経常損益	△ 553,777 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,862,448.9 km				経常収支率	66.91 %

【宮城交通株式会社】R5

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	3,100,308 千円	営業外収益	130,249 千円	経常収益(イ)	3,230,557 千円
	営業費用	3,612,585 千円	営業外費用	866 千円	経常費用(ロ)	3,613,451 千円
	営業損益	△ 512,277 千円	営業外損益	129,383 千円	経常損益	△ 382,894 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	5,659,805.6 km				経常収支率	89.40 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

【山形交通株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ ¹ ÷ハ ² =a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ ¹ ÷ハ ¹ =b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
羽越	344 円 20 銭	370 円 70 銭	392 円 91 銭
東北	344 円 20 銭	370 円 70 銭	392 円 91 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

【宮城交通株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ ¹ ÷ハ ² =a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ ¹ ÷ハ ¹ =b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
羽越	638 円 44 銭	666 円 62 銭	674 円 5 銭
東北	638 円 44 銭	666 円 62 銭	674 円 5 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

【山形交通株式会社・宮城交通株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ ¹ ÷ハ ² =a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ ¹ ÷ハ ¹ =b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
羽越	491 円 32 銭	518 円 65 銭	533 円 48 銭
東北	491 円 32 銭	518 円 65 銭	533 円 48 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ-ヘ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
羽越	514 円 48 銭	424 円 7 銭	424 円 7 銭	90 円 41 銭	504 円 49 銭
東北	514 円 48 銭	391 円 91 銭	391 円 91 銭	122 円 57 銭	504 円 49 銭

【山形交通株式会社】

キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
288 円 79 銭
288 円 79 銭

【宮城交通株式会社】

キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
720 円 19 銭
720 円 19 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
		基準期間の 年度	／3	
		基準期間の 年度	／3	
		基準期間の 年度	／3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ロ
			起点	主な経由地	終点					チ	オ			リ	ヌ				
羽越	13	上山~仙台	高松葉山温泉	県庁・市役所前	365	2670.0 (7.3)	15.1	110.2	往80.9km 復81.0km	(平均) 80.9km		(平均)	往51.1km 復51.3km	(平均) 51.2km		(平均) 11.3km	13.967%	22.744%	
						(0.0)			0.0										
東北	13	上山~仙台	高松葉山温泉	県庁・市役所前	365	2670.0 (7.3)	15.1	110.2	往80.9km 復81.0km	80.9km			往29.8km 復29.7km	29.7km		51.2km	63.288%	0.000%	
						(0.0)			0.0										
合計		系統							往161.8km 復162.0km	161.8km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往80.9km 復81.0km	80.9km	往0.0km 復0.0km	0.0km	復0.0km	62.5km	

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (ア+リ+ヌ)÷チ=テ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下の額カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の増収分 f×コ÷(1+コ)×フ=g	経常収益控除額ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ-ハ=ノ'	(d+e+f)/3=ノ'	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ''÷マ''=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=f		
羽越	13	0	36.711%	431,012.0 km	182,779,258円	234円.23銭	0円.00銭	0円.00銭	234円.23銭	234円.23銭	96,195,199円	441,932.4 km	217円.66銭	105,371,183円	442,951.2 km	237円.88銭	109,207,761円	441,831.4 km	247円.17銭	100,955,940円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0円
東北	13	0	63.288%	431,012.0 km	168,917,912円	234円.23銭	0円.00銭	0円.00銭	234円.23銭	234円.23銭	96,195,199円	441,932.4 km	217円.66銭	105,371,183円	442,951.2 km	237円.88銭	109,207,761円	441,831.4 km	247円.17銭	100,955,940円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0円
合計				862,024.0 km	351,697,170円						192,390,398円	883,864.8 km		210,742,366円	885,902.4 km		210,415,522円	883,662.8 km		201,911,880円

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ワ=ヰ	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×ミなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ
羽越	13	0	81,823,318円	82,250,666円	81,823,318円	18,609,895円	30,038,158円		18,609千円	9,304.5千円	120,791,113円	111,486,613円
	0	0	0円	0円	0円	0円	0円		0千円	0千円	0円	0円
東北	13	0	67,961,972円	76,013,060円	67,961,972円	0円	0円		0千円	0千円	120,791,113円	120,791,113円
	0	0	0円	0円	0円	0円	0円		0千円	0千円	0円	0円
合計			149,785,290円	158,263,726円	149,785,290円	18,609,895円	30,038,158円	0円	18,609千円	9,304千円	241,582,226円	232,277,726円

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	13	0	9,304,500円	8.3%		0.0%		0.0%	102,182,113円	91.7%	
	0	0							0円		
東北	13	0	0円	0.0%		0.0%		0.0%	120,791,113円	100.0%	
	0	0							0円		
合計			9,304,500円	4.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	222,973,226円	96.0%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	山形交通株式会社、庄内交通株式会社
------	-------------------

1. 申請事業者の概要

【山形交通株式会社】R7							
乗合バス事業							
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※]) の損益状況	営業収益	1,243,741 千円	営業外収益	13,035 千円	経常収益(イ)	1,256,776 千円	
	営業費用	1,706,244 千円	営業外費用	3,685 千円	経常費用(ロ)	1,709,929 千円	
	営業損益	△ 462,503 千円	営業外損益	9,350 千円	経常損益	△ 453,153 千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,351,861.7 km					経常収支率	73.50 %

【庄内交通株式会社】R7							
乗合バス事業							
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※]) の損益状況	営業収益	325,955 千円	営業外収益	16,330 千円	経常収益(イ)	342,285 千円	
	営業費用	545,608 千円	営業外費用	2,674 千円	経常費用(ロ)	548,282 千円	
	営業損益	△ 219,653 千円	営業外損益	13,656 千円	経常損益	△ 205,997 千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,602,176.5 km					経常収支率	62.43 %

【山形交通株式会社】R6							
乗合バス事業							
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	1,130,641 千円	営業外収益	16,244 千円	経常収益(イ)	1,146,885 千円	
	営業費用	1,670,498 千円	営業外費用	3,458 千円	経常費用(ロ)	1,673,956 千円	
	営業損益	△ 539,857 千円	営業外損益	12,786 千円	経常損益	△ 527,071 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	4,515,560.4 km					経常収支率	68.51 %

【庄内交通株式会社】R6							
乗合バス事業							
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	303,778 千円	営業外収益	4,866 千円	経常収益(イ)	308,644 千円	
	営業費用	556,013 千円	営業外費用	1,959 千円	経常費用(ロ)	557,972 千円	
	営業損益	△ 252,235 千円	営業外損益	2,907 千円	経常損益	△ 249,328 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	1,665,505.4 km					経常収支率	55.32 %

【山形交通株式会社】R5							
乗合バス事業							
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	1,038,472 千円	営業外収益	81,420 千円	経常収益(イ)	1,119,892 千円	
	営業費用	1,670,071 千円	営業外費用	3,598 千円	経常費用(ロ)	1,673,669 千円	
	営業損益	△ 631,599 千円	営業外損益	77,822 千円	経常損益	△ 553,777 千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,862,448.9 km					経常収支率	66.91 %

【庄内交通株式会社】R5							
乗合バス事業							
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	181,256 千円	営業外収益	3,436 千円	経常収益(イ)	184,692 千円	
	営業費用	416,434 千円	営業外費用	737 千円	経常費用(ロ)	417,171 千円	
	営業損益	△ 235,178 千円	営業外損益	2,699 千円	経常損益	△ 232,479 千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,195,867.8 km					経常収支率	44.27 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

【山形交通株式会社】			
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □ ÷ ハ' = a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) □ ÷ ハ = b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) □ ÷ ハ = c
羽越	344 円 20 銭	370 円 70 銭	392 円 91 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

【庄内交通株式会社】			
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □ ÷ ハ' = a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) □ ÷ ハ = b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) □ ÷ ハ = c
羽越	348 円 84 銭	335 円 1 銭	342 円 21 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

【山形交通株式会社・庄内交通株式会社】			
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □ ÷ ハ' = a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) □ ÷ ハ = b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) □ ÷ ハ = c
羽越	346 円 51 銭	352 円 85 銭	367 円 56 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用 の差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
羽越	355 円 64 銭	424 円 7 銭	355 円 64 銭	0 円 0 銭	251 円 21 銭

【山形交通株式会社】

キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
288 円 79 銭

【庄内交通株式会社】

キロ当たり経常収 益 イ÷ハ = ト
213 円 63 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付 要綱別表2 (注)4. の 適用割合 フ	改定率 コ
		基準期間の 年度	／3	
		基準期間の 年度	／3	
		基準期間の 年度	／3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行系統			計画運行 回数 () ①=カ×コ 内	計画平均乗 車密度 ②	計画 輸送量 ①×② =③	系統キロ程		地域公共交通再編事業 を実施する区域におけ るキロ程	系統キロ程と地域公共 交通再編事業を実施す る区域におけるキロ程と の比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線 との競 合率 ル÷チ	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率 (チ－(リ＋ヌ ＋ル))÷チ＝ ラ					
			起点	主な 経由 地	終点				チ	オ								オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	
羽越	19		山形県	エスモール	月山口	山形駅前	365	日	1,095.0 (3.0)	回	8.6	25.8	人	往105.8km 復104.6km	(平均) 105.2km	(平均)		(平均)		(平均)		100,000%
								日	(0.0)	回		0.0	人									
合計			系統										往0.0km 復0.0km	0.0km	復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km		

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リナス))÷チニ テ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下の額カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象経常収益の見込額 ノ×フ以上の額:ヨ		
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3力年平均	基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間							
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の増収分 f×コ÷(1+コ)×フ=g	経常収益控除額 ケとエのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノーh=ノ	(d+e+f)/3=ノ	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=d	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=f			
						ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ				
羽越	19	0	100.00%	229,731.0 km	81,701,532円	224円.23銭	0円.00銭	0円.00銭	224円.23銭	224円.23銭	44,942.417円	226,894.8 km	198円.07銭	51,391.975円	229,941.4 km	223円.50銭	57,637.265円	229,520.6 km	251円.12銭	51,512,582	円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0	円
0	0	0																			円
	0	0																			円
合計				229,731.0 km	81,701,532円						44,942.417円	226,894.8 km		51,391.975円	229,941.4 km		57,637.265円	229,520.6 km		51,512,582	円

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はしのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額
			カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ラ=ツ	ソ×マ'=ウ'	ツ×みなし運行回数/①計画運行回数=ネ	ナ	ナ×1/2=ラ	ニ×ワ-ヨ=ム	ム-ラ=ウ
羽越	19	0	30,188,950 円	36,765,689 円	30,188,950 円	30,188,950 円	0 円		30,188 千円	15,094.0 千円	30,188,950 円	15,094,950 円
	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円		千円	千円	0 円	0 円
0	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円		千円	千円	0 円	0 円
	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円		千円	千円	0 円	0 円
合計			30,188,950 円	36,765,689 円	30,188,950 円	30,188,950 円	0 円	0 円	30,188 千円	15,094 千円	30,188,950 円	15,094,950 円

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	19	0	15,094,000円	100.0%		0.0%		0.0%	950円	0.0%	
	0	0							0円		
0	0	0							0円		
	0	0							0円		
合計			15,094,000円	100.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	950円	0.0%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	山形交通株式会社、ジェイアールバス東北株式会社
------	-------------------------

1. 申請事業者の概要

【山形交通株式会社】R7

補助対象期間の前々年度(基準期間*)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	1,243,741 千円	営業外収益	13,035 千円	経常収益(イ)	1,256,776 千円	
	営業費用	1,708,244 千円	営業外費用	3,685 千円	経常費用(ロ)	1,709,929 千円	
	営業損益	△ 462,503 千円	営業外損益	9,350 千円	経常損益	△ 453,153 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	4,351,861.7 km					経常収支率	73.50 %

【ジェイアールバス東北株式会社】R7

補助対象期間の前々年度(基準期間*)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	456,839 千円	営業外収益	14,207 千円	経常収益(イ)	471,046 千円	
	営業費用	786,788 千円	営業外費用	3,193 千円	経常費用(ロ)	789,981 千円	
	営業損益	△ 329,949 千円	営業外損益	11,014 千円	経常損益	△ 318,935 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	2,175,655.5 km					経常収支率	59.63 %

【山形交通株式会社】R6

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	1,130,641 千円	営業外収益	16,244 千円	経常収益(イ)	1,146,885 千円	
	営業費用	1,670,498 千円	営業外費用	3,458 千円	経常費用(ロ)	1,673,956 千円	
	営業損益	△ 539,857 千円	営業外損益	12,786 千円	経常損益	△ 527,071 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)	4,515,560.4 km					経常収支率	68.51 %

【ジェイアールバス東北株式会社】R6

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	499,540 千円	営業外収益	7,702 千円	経常収益(イ)	507,242 千円	
	営業費用	820,761 千円	営業外費用	513 千円	経常費用(ロ)	821,274 千円	
	営業損益	△ 321,221 千円	営業外損益	7,189 千円	経常損益	△ 314,032 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)	2,196,658.8 km					経常収支率	61.76 %

【山形交通株式会社】R5

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	1,038,472 千円	営業外収益	81,420 千円	経常収益(イ)	1,119,892 千円	
	営業費用	1,670,071 千円	営業外費用	3,598 千円	経常費用(ロ)	1,673,669 千円	
	営業損益	△ 631,599 千円	営業外損益	77,822 千円	経常損益	△ 553,777 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	4,862,448.9 km					経常収支率	66.91 %

【ジェイアールバス東北株式会社】R5

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	425,622 千円	営業外収益	1,219 千円	経常収益(イ)	426,841 千円	
	営業費用	747,622 千円	営業外費用	3,242 千円	経常費用(ロ)	750,864 千円	
	営業損益	△ 322,000 千円	営業外損益	△ 2,023 千円	経常損益	△ 324,023 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	2,214,625.7 km					経常収支率	56.85 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

【山形交通株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ'=c
羽越	344 円 20 銭	370 円 70 銭	392 円 91 銭
東北	344 円 20 銭	370 円 70 銭	392 円 91 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

【ジェイアールバス東北株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ'=c
羽越	339 円 4 銭	373 円 87 銭	363 円 10 銭
東北	339 円 4 銭	373 円 87 銭	363 円 10 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

【山形交通株式会社、ジェイアールバス東北株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ'=c
羽越	341 円 62 銭	371 円 128 銭	377 円 100 銭
東北	341 円 62 銭	371 円 128 銭	377 円 100 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ		地域キロ当たり標準経常費用ホ		キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額へ		キロ当たり経常費用の差ニ－ヘ＝ケ		キロ当たり経常収益イ÷ハ＝ト	
	円	銭	円	銭	円	銭	円	銭	円	銭
羽越	363	96	424	7	363	96	0	0	252	64
東北	363	96	391	91	363	96	0	0	252	64

【山形交通株式会社】

キロ当たり経常収益イ÷ハ＝ト
288 円 79 銭
288 円 79 銭

【ジェイアールバス東北株式会社】

キロ当たり経常収益イ÷ハ＝ト
216 円 50 銭
216 円 50 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合	改定率
		基準期間の年度	／3	
		基準期間の年度	／3	
		基準期間の年度	／3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック乗入部(都道府県)入部分(路線と競合部分)のキロ程 (千メートル)ラ	
				起点	主な経由地	終点				チ	オ								オ÷チ=ウ
羽越	13		米沢-仙台	米沢市役所	道の駅米沢	仙台駅東口	2190.0	12.3	73.8	往119.8km				往96.9km					1
							(6.0)		0.0	復119.8km	119.8km		復96.9km	96.9km					
東北	13		米沢-仙台	米沢市役所	道の駅米沢	仙台駅東口	2190.0	12.3	73.8	往119.8km	(平均)	(平均)		往22.9km	(平均)	(平均)	(平均)		8
							(6.0)		0.0	復119.8km	119.8km		復22.9km	22.9km					
合計			系統						往239.6km		往0.0km		往119.8km		往0.0km				
									復239.6km	239.6km	復0.0km	0.0km	復119.8km	119.8km	復0.0km	0.0km	復0.0km	0.0km	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ブ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下の額、カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益										補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額				
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3カ年平均 (d+e+f)/3=ノ'	基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間						
						基準期間における実車走行キロ当たりの経常収益の算定に用いる増加分 f×コ÷(1+コ)×フ=g	経常収益 ケ&gのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ'-h=ノ''		経常収益 ヤ'	実車走行キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ''÷マ''=e	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=e		経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=f	
羽越	13	0	19.115%	527,279.0 km	191,908,464円	210円.14銭	0円.00銭	0円.00銭	210円.14銭	210円.14銭	100,802,679円	523,926.9 km	192円.39銭	110,354,235円	526,194.5 km	209円.72銭	120,397,670円	527,279.0 km	228円.33銭	110,802,409
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0
東北	13	0	80.884%	527,279.0 km	191,908,464円	210円.14銭	0円.00銭	0円.00銭	210円.14銭	210円.14銭	100,802,679円	523,926.9 km	192円.39銭	110,354,235円	526,194.5 km	209円.72銭	120,397,670円	527,279.0 km	228円.33銭	110,802,409
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0
合計				1,054,558.0 km	383,816,928円						201,605,358円	1,047,853.8 km		220,708,470円	1,052,389.0 km		240,795,340円	1,054,558.0 km		221,604,818

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×ミなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ
羽越	13	0	81,106,055	86,358,808	81,106,055	15,503,422	15,503,422		15,503	7,751.5	81,106,055	73,354,555
	0	0	0	0	0	0	0				0	0
東北	13	0	81,106,055	86,358,808	81,106,055	65,601,821	65,601,821		65,601	32,800.5	81,106,055	48,305,555
	0	0	0	0	0	0	0				0	0
合計			162,212,110	172,717,616	162,212,110	81,105,243	81,105,243	0	81,104	40,552	162,212,110	121,660,110

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	13	0	7,751,500円	10.6%		0.0%		0.0%	65,603,055円	89.4%	
	0	0						0円			
東北	13	0		0.0%		0.0%		0.0%	48,305,555円	100.0%	
	0	0						0円			
合計			7,751,500円	6.4%	0円	0.0%	0円	0.0%	113,908,610円	93.6%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 株式会社 新庄輸送サービス

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	10,521 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	10,521 千円
営業費用	86,327 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	86,327 千円	
営業損益	△ 75,806 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 75,806 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	249,697.0 km				経常収支率	12.19 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	9,635 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ')	9,635 千円
営業費用	80,140 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ')	80,140 千円	
営業損益	△ 70,505 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 70,505 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	251,510.0 km				経常収支率	12.02 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	9,622 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ'')	9,622 千円
営業費用	78,825 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ'')	78,825 千円	
営業損益	△ 69,203 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 69,203 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	225,490.0 km				経常収支率	12.21 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ=c
羽越	349 円 57 銭	318 円 63 銭	345 円 72 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常費用の差ニ-ヘ=ケ	キロ当たり経常収益イ÷ハ=ト
羽越	337 円 97 銭	424 円 7 銭	337 円 97 銭	0 円 0 銭	42 円 13 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合フ	改定率コ
		基準期間の 年度	／3	
		基準期間の 年度	／3	
		基準期間の 年度	／3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率			
				起点	主な経由地	終点				チ	オ			リ	ヌ		ル						
羽越	第17号	無	県立病院一対新	県立病院	清水	新庄温泉	364	2,056.0	3.1	17.3	往32.4km (平均)	復32.3km (平均)								100,000%			
								(5.6)		0.0													
								(0.0)		0.0													
								(0.0)		0.0													
合計			系統							往32.4km 復32.3km	32.3km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km						

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チマ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益											補助対象経常収益の見込額 ノ×フ以上の額:ヨ			
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の選定による増収分 f×コ÷(1+コ)×フ=g	経常収益控除額ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ-h=ノ"		経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ"÷マ" =d	経常収益 ヤ'	実車走行キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ' =e	経常収益 ヤ		実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ =f	
羽越	第17号	無	100.000%	133,147.9 km	44,999,995円	65円,19銭	0円,00銭	0円,00銭	65円,19銭	65円,19銭	8,193,708円	127,328.0 km	64円,35銭	8,246,344円	133,244.9 km	61円,88銭	9,234,323円	133,149.3 km	69円,35銭	8,679,911円
	0	0			0円	0円,00銭	0円,00銭	0円,00銭												0円
	0	0			0円	0円,00銭	0円,00銭	0円,00銭												0円
	0	0			0円	0円,00銭	0円,00銭	0円,00銭												0円
合計				133,147.9 km	44,999,995円						8,193,708円	127,328.0 km		8,246,344円	133,244.9 km		9,234,323円	133,149.3 km		8,679,911円

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助対象経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ		ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ' =ツ'		計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数 =ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ
						ソ	ソ×ラ=ツ	ソ×ラ' =ツ'	千円					
羽越	第17号	無	36,320,084円	20,249,997円	20,249,997円	20,249,997円	20,249,997円	20,249,997円	10,848,212円	10,848	5,424	36,320,084円	30,896,084円	
	0	0	0円	0円	0円	0円	0円	0円	円	千円	千円	0円	#VALUE!円	
	0	0	0円	0円	0円	0円	0円	0円	円	千円	千円	0円	#VALUE!円	
	0	0	0円	0円	0円	0円	0円	0円	円	千円	千円	0円	#VALUE!円	
合計			36,320,084円	20,249,997円	20,249,997円	20,249,997円	20,249,997円	20,249,997円	10,848,212円	10,848	5,424	36,320,084円	#VALUE!円	

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的な概要
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	第17号	無	5,424,000円	17.6%	25,472,084円	82.4%		0.0%	0円	0.0%	
	0	0									
	0	0									
	0	0									
合計			5,424,000円		25,472,084円		0円		0円		

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 有限会社 はながさバス

1. 申請事業者の概要

		乗合バス事業				
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	40,991 千円	営業外収益	9 千円	経常収益(イ)	41,000 千円
	営業費用	55,758 千円	営業外費用	189 千円	経常費用(ロ)	55,947 千円
	営業損益	△ 14,767 千円	営業外損益	△ 180 千円	経常損益	△ 14,947 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	96,454.0 km				経常収支率	73.28 %

		乗合バス事業				
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	40,093 千円	営業外収益	106 千円	経常収益(イ')	40,199 千円
	営業費用	41,777 千円	営業外費用	184 千円	経常費用(ロ')	41,961 千円
	営業損益	△ 1,684 千円	営業外損益	△ 78 千円	経常損益	△ 1,762 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	95,369.0 km				経常収支率	95.80 %

		乗合バス事業				
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	38,224 千円	営業外収益	114 千円	経常収益(イ'')	38,338 千円
	営業費用	34,219 千円	営業外費用	82 千円	経常費用(ロ'')	34,301 千円
	営業損益	4,005 千円	営業外損益	32 千円	経常損益	4,037 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	94,830.0 km				経常収支率	111.77 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間)ロ÷ハ=c
羽越	361 円 71 銭	439 円 98 銭	580 円 3 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常費用の差ニ-ヘ=ケ	キロ当たり経常収益イ÷ハ=ト
羽越	460 円 57 銭	424 円 7 銭	424 円 7 銭	36 円 50 銭	425 円 7 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合フ	改定率コ
		基準期間の年度	／3	
		基準期間の年度	／3	
		基準期間の年度	／3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率						
			起点	主な経由地	終点				チ	オ													
羽越	18	3	鶴山線	大石田駅	東花岡駅	鶴山道場	365	日	2,426.0 (6,6)	回	7.6	50.1 人	往18.9km (平均) 復18.9km	18.9km						100.00%			
								日	(0.0)	回		0.0 人											
								日	(0.0)	回		0.0 人											
								日	(0.0)	回		0.0 人											
合計			系統									往18.9km 復18.9km	18.9km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km				

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 ($\frac{ア}{(ア+イ)}$) \div $\frac{ウ}{(ウ+エ)}$	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下の額カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象経常収益の見込額 ノ×フ以上の額ヨ	
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合				3年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 $f \times \text{コ} \div (1 + \text{ク}) \times \text{フ} = \text{g}$	経常収益控除額 ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ $-$ h=ノ'	ノ	(d+e+f)/3=ノ'	経常収益ヤ"	実車走行キロマ"	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ" \div マ" =d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ' \div マ' =e	経常収益ヤ	実車走行キロマ		補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ \div マ=f
						ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ		
羽越	18	3	100.000%	96,454.0 km	40,903,247円	416円.95銭	0円.00銭	0円.00銭	416円.95銭	416円.95銭	38,338,000円	94,830.0 km	404円.28銭	40,199,000円	95,369.0 km	421円.51銭	41,000,000円	96,454.0 km	425円.07銭	40,216,495円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0円
0	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0円
合計				96,454.0 km	40,903,247円						38,338,000円	94,830.0 km		40,199,000円	95,369.0 km		41,000,000円	96,454.0 km		40,216,495円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常収益を控除した額	補助対象経常費用の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係る	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経常費用	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額
			カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ヲ=ツ	ソ×マ'=ツ'	ツ×みなし運行回数/①計画運行回数=ホ	ナ	ナ×1/2=ラ	ニ×ワ-ヨ=ム	ム-ラ=ウ
羽越	18	3	686,752円	18,406,461円	686,752円	686,752円	686,752円		686千円	343.0千円	4,207,323円	3,864,323円
	0	0	0円	0円	0円	0円	0円		千円	千円	0円	#VALUE!
0	0	0	0円	0円	0円	0円	0円		千円	千円	0円	#VALUE!
	0	0	0円	0円	0円	0円	0円		千円	千円	0円	#VALUE!
合計			686,752円	18,406,461円	686,752円	686,752円	686,752円	0円	686千円	343千円	4,207,323円	#VALUE!円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	18	3	343,000円	8.9%		0.0%		0.0%	3,521,323円	91.1%	
	0	0									
0	0	0									
	0	0									
合計			343,000円		0円		0円		3,521,323円		

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 庄内交通株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	325,955 千円	営業外収益	16,330 千円	経常収益(イ)	342,285 千円
	営業費用	545,608 千円	営業外費用	2,674 千円	経常費用(ロ)	548,282 千円
	営業損益	△ 219,653 千円	営業外損益	13,656 千円	経常損益	△ 205,997 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,602,176.5 km				経常収支率	62.43 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	303,778 千円	営業外収益	4,866 千円	経常収益(イ)	308,644 千円
	営業費用	556,013 千円	営業外費用	1,959 千円	経常費用(ロ)	557,972 千円
	営業損益	△ 252,235 千円	営業外損益	2,907 千円	経常損益	△ 249,328 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	1,665,505.4 km				経常収支率	55.32 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	181,256 千円	営業外収益	3,436 千円	経常収益(イ)	184,692 千円
	営業費用	416,434 千円	営業外費用	737 千円	経常費用(ロ)	417,171 千円
	営業損益	△ 235,178 千円	営業外損益	2,699 千円	経常損益	△ 232,479 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,195,867.8 km				経常収支率	44.27 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ' ÷ ハ' = a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ" ÷ ハ" = b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ ÷ ハ = c
羽越	348 円 84 銭	335 円 1 銭	342 円 21 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c) ÷ 3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ - ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ = ト
羽越	342 円 2 銭	424 円 7 銭	342 円 2 銭	0 円 0 銭	213 円 63 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合	改定率
		基準期間の 年度	1/3	
		基準期間の 年度	1/3	
		基準期間の 年度	1/3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ ÷ チ = ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル ÷ チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ - (リ + ヌ + ル)) ÷ チ = ヲ	
			運行系統名	起点	主な経由地												終点
羽越	20		酒田駅前	エスモール	山形駅前	365	1,460.0 回	11.3	45.2 人	往128.2km (平均) 復130.6km	129.4km					100.000%	
	21	1	藤岡三川	エスモール	酒田駅前	365	2,418.0 回	2.3	15.1 人	往14.7km 復14.8km	14.7km					100.000%	
	22	1	三川酒田	酒田駅前	酒田駅前	365	2,051.0 回	2.7	15.1 人	往19.4km 復19.9km	19.6km					100.000%	
	23		エスモール	酒田駅前	酒田駅前	365	3,004.0 回	3.4	27.8 人	往18.0km 復17.7km	17.8km					100.000%	
合計		系統								往180.3km 復183.0km	181.5km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チマ)	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象経常収益の見込額		
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の選定による増収分 f×コ÷(1+フ)×フ=g	経常収益控除額ケとgのいずれか少ない額h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益ノト=ノ	(d+e+f)/3=ノ	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=d	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ		補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f	
						ノとノのいずれか少ない額ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ			
羽越	20	0	100.000%	375,074.0 km	128,282,809円	271円.90銭	0円.00銭	0円.00銭	271円.90銭	271円.90銭	107,113,008円	466,247.8 km	229円.73銭	109,113,570円	410,864.3 km	265円.57銭	120,137,560円	374,943.4 km	320円.41銭	101,982,620円
	21	1	100.000%	71,272.0 km	24,376,449円	134円.66銭	0円.00銭	0円.00銭	134円.66銭	134円.66銭	12,602,336円	92,444.0 km	136円.32銭	10,129,902円	81,575.1 km	124円.17銭	10,177,991円	70,918.0 km	143円.51銭	9,597,487円
	22	1	100.000%	80,915.0 km	27,674,548円	134円.83銭	0円.00銭	0円.00銭	134円.83銭	134円.83銭	12,336,939円	90,505.5 km	136円.31銭	11,204,154円	89,952.7 km	124円.55銭	12,204,109円	84,959.0 km	143円.64銭	10,909,769円
	23	0	100.000%	107,307.6 km	36,701,345円	203円.57銭	0円.00銭	0円.00銭	203円.57銭	203円.57銭	22,680,239円	111,663.6 km	203円.11銭	20,575,988円	107,235.3 km	191円.87銭	23,136,427円	107,236.5 km	215円.75銭	21,844,608円
合計			634,568.6 km	217,035,151円						154,732,522円	760,860.9 km		151,023,614円	689,627.4 km		165,656,087円	638,056.9 km		144,334,484円	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常費用の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が1人未満の路線	補助対象経常費用	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額
			カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ラ=ツ	ソ×ラ'=ツ'	ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ホ	ナ	ナ×1/2=ラ	ニ×ワ-ヨ=ム	ム-ラ=ウ
羽越	20	0	26,300,189円	57,727,264円	26,300,189円	26,300,189円	26,300,189円		26,300千円	13,150.0千円	26,300,189円	13,150,189円
	21	1	14,778,962円	10,969,402円	10,969,402円	10,969,402円	10,969,402円	4,986.091円	10,969千円	5,484.5千円	14,778,962円	9,294,462円
	22	1	16,764,779円	12,453,546円	12,453,546円	12,453,546円	12,453,546円	6,671.542円	12,453千円	6,226.5千円	16,764,779円	10,538,279円
	23	0	14,856,737円	16,515,605円	14,856,737円	14,856,737円	14,856,737円	9,058.985円	9,058千円	4,529.0千円	14,856,737円	10,327,737円
合計		72,700,667円	97,665,817円	64,579,874円	64,579,874円	64,579,874円	20,716.618円	58,780千円	29,390千円	72,700,667円	43,310,667円	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	20	0	13,150,000円	100.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	189円	0.0%	
	21	1	5,484,500円	59.0%	3,809,000円	41.0%	0円	0.0%	962円	0.0%	
	22	1	6,226,500円	59.1%	4,311,000円	40.9%	0円	0.0%	779円	0.0%	
	23	0	4,529,000円	43.9%	0円	0.0%	0円	0.0%	5,798,737円	56.1%	
合計		29,390,000円	67.9%	8,120,000円	18.7%	0円	0.0%	5,800,667円	13.4%		

表2(参考) 同一の補助システムとして取り扱うことを県協議会が認める系統の一覧(令和9年～)

番号	主系統	系統名	系統 ^キ		運行回数	主系統との異なる区間 ^キ		主系統との異なる区間 ^キ	
			キ	キ		キ総和	運賃総和	相違 ^キ	キ比率
4 (山交)	○	山形市役所(表蔵王口)高松葉山	15.5		11.2	739.6	50,800		
			15.5	15.5					
		千歳公園待合所(表蔵王口)高松葉山	17.8		0.3	907.0	58,370	2.3	14.83%
			—	17.8					
			山形市役所(山形駅前)高松葉山	16.1		0.3	751.0	50,800	1.15
		統合			11.9	2,397.6	159,970	66.72	
						賃率(税抜)	60.65		

番号	主系統	系統名	系統 ^キ		運行回数	主系統との異なる区間 ^キ		主系統との異なる区間 ^キ	
			キ	キ		キ総和	運賃総和	相違 ^キ	キ比率
9 (山交)	○	天童～寒河江	17.2		3.5	17.2	300		
			17.2	17.2					
		天童南駅～寒河江市立病院	17.3		1.4	17.3	300	2.92	16.97%
			17.3	17.3					
			統合			4.9	34.5	600	17.39
						賃率(税抜)	15.80		

番号	主系統	系統名	系統 ^キ		運行回数	主系統との異なる区間 ^キ		主系統との異なる区間 ^キ	
			キ	キ		キ総和	運賃総和	相違 ^キ	キ比率
14 (山交)	○	高速 米沢～仙台	119.8		2.0	922.4	17,600		
			119.8	119.8					
		高速 米沢～宮城球場	121.2		1.0	1,392.9	26,400	1.3	1.08%
			—	121.2					
			統合			3.0	2,315.3	44,000	19.00
						賃率(税抜)	17.27		

番号	主系統	系統名	系統 ^キ		運行回数	主系統との異なる区間 ^キ		主系統との異なる区間 ^キ	
			キ	キ		キ総和	運賃総和	相違 ^キ	キ比率
14 (ジェイ アール バス東 北)	○	高速 仙台～米沢	119.8		1.5	922.4	17,600		
			119.8	119.8					
		高速 米沢～宮城球場	121.2		1.5	1,392.2	26,400	1.4	1.16%
			—	121.2					
			統合			3.0	2,314.6	44,000	19.00
						賃率(税抜)	17.27		

番号	主系統	系統名	系統 ^キ		運行回数	2024年10月1日～2025年5月31日		2024年4月1日～2024年9月30日		主系統との異なる区間 ^キ	
			キ	キ		キ総和	運賃総和	キ総和	運賃総和	相違 ^キ	キ比率
16 (山交)	○	県立病院～金山	19.1		7.5	762.6	29,620	769.8	29,830		
			19.2	19.1							
		県立病院(上台中)金山	19.3		0.3	771.4	29,620	778.6	29,830	0.5	2.61%
			—	19.3							
			県立病院(最上公園)金山	18.9		0.9	764.2	29,620	764.2	29,830	1.4
		統合			8.8	2,298.2	88,860	2,312.6	89,490	38.66 38.69	
						賃率(税抜)	35.14	賃率(税抜)	35.17		

番号	主系統	系統名	系統 ^キ		運行回数	主系統との異なる区間 ^キ		主系統との異なる区間 ^キ	
			キ	キ		キ総和	運賃総和	相違 ^キ	キ比率
17 (新庄輸 送サー ビス)	○	県立病院～肘折	32.4		5.3	3,526.1	85,000		
			32.3	32.3					
		県立病院～肘折(温泉川向)	33.0		0.3	3,137.8	75,900	0.7	2.16%
			—	33.0					
			統合			5.6	6,663.9	160,900	
						賃率(税抜)	21.92		

番号	主系統	系統名	系統 ^{*□}		運 行 回 数	*□総和		主系統との異なる区間 ^{*□}	
						□総和	運賃総和	相違 ^{□}	*□比率
19 (庄交)	○	鶴岡(月山口)山形	104.6		0.5	1,787.0	55,610		
			105.8	105.2					
		鶴岡～山形	103.0		0.5	1,456.4	44,190	1.7	1.61%
		統 合			0.5	3,243.4	99,800		
						賃率(税抜)	27.97		

番号	主系統	系統名	系統 ^{*□}		運 行 回 数	*□総和		主系統との異なる区間 ^{*□}	
						□総和	運賃総和	相違 ^{□}	*□比率
20 (庄交)	○	酒田(エスマール)山形	128.2		3.0	2,788.4	78,310		
			130.6	129.4					
		酒田～山形	124.7		1.0	2,216.6	63,160	3.8	2.93%
		統 合			2.0	5,005.0	141,470		
						賃率(税抜)	25.69		

番号	主系統	系統名	系統 ^{*□}		運 行 回 数	*□総和		主系統との異なる区間 ^{*□}		
						□総和	運賃総和	相違 ^{□}	*□比率	
22 (庄交)	○	三川(日本海病院)酒田	19.4		5.9	675.1	39,400			
			19.9	19.6						
			三川(日本海病院)酒田光陵高校	20.7		0.0	765.2	44,740	1.3	6.63%
			R6.10.1～R7.3.31			5.9	1,440.3	84,140	182 日間 26.47726	
							賃率(税抜)	53.10		
		○	三川(日本海病院)酒田	19.4		5.9	675.1	39,400		
		19.9	19.6							
			三川(日本海病院)酒田光陵高校【往路】	20.7		0.5	680.2	33,750	1.3	6.63%
			三川(日本海病院)酒田光陵高校【復路】	21.1	20.9	0.0	739.0	34,400	1.3	6.63%
			R7.4.1～R7.9.30			6.4	2,094.3	107,550	183 日間 23.40486	
						賃率(税抜)	46.68			
		統 合			6.4	3,534.6	191,690	365 日間		
						賃率(税抜)	49.88			

表3 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

都道府県名 山形県

番号	系統名	理 由	運行回数	
			土曜	日曜祝日
11	山交ビル(県立中央病院・高掬)天童温泉	山形市内および天童市内への通勤や通学、県立中央病院への通院が主な利用目的の為、土日祝日の利用が見込めないことから、土日祝日は運休しております。	0.0	0.0
3	県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山	山形市内および上山市内への通勤や通学、県立中央病院への通院が主な利用目的の為、土日祝日の利用が見込めないことから、土日祝日は運休しております。また、山形市と上山市を結ぶ路線が複数存在していることから、効率運行を目指し運休としております。	0.0	0.0

(記載要領)

- ・「番号」の欄には、今年度補助を受けようとする系統の一連番号から抽出して記載
- ・「系統名」の欄は、「番号」の欄に対応した系統を記載
- ・「理由」の欄は、生活交通の確保に支障がないとした理由を記載

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
山形県	山形連携中枢都市圏	尾花沢市	尾花沢市には、県立北村山高等学校が設置され、広域行政圏の中心に準ずる生活基盤が整備されているため

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)		補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
山形県 (令和9年度)	山形交通株式会社	24	34,159
	庄内交通株式会社	9	13,125
	有限会社はながさバス	1	1,080
	計	34	48,364
山形県 (令和10年度)	山形交通株式会社	22	34,718
	庄内交通株式会社	16	20,899
	有限会社はながさバス	1	648
	計	39	56,265
山形県 (令和11年度)	山形交通株式会社	20	31,832
	庄内交通株式会社	22	26,073
	有限会社はながさバス	1	388
	計	43	58,293

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 山形交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和9年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	路線維持費国庫補助金申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(貸金、買取、リース)
羽越	1	栗河江(松川・志沢)宮宿山交ビルー栗河江駅前	6-8	ノンステップバス スロープ付き	57	8.9	8 . 10	リース
羽越	2	栗河江(松川・志沢)宮宿山交ビルー栗河江駅前	6-8	ノンステップバス スロープ付き	57	8.9	8 . 10	リース
羽越	3	山交ビル(栗山・長岡)栗山山交ビル(栗山)栗山	2-12	ノンステップバス スロープ付き	57	8.9	8 . 10	リース
羽越	4	横立中央病院(横立王・柳井)高松東山山形(横立王)高松東山山形(横立王)高松東山山形	3-4-5	ノンステップバス スロープ付き	57	8.9	8 . 10	リース

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定額(円)*消費税を除く				実費購入予定額合計額から減価償却を控除した額(円) 二-1円=ホ	eとe限度額のうちの少ない方の額(円) ヘ	普通償却限度額(円) (定率法) ヘ×(33.33/4)=ヘ (定額法)ヘ×2/3=ヘ	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	eとeのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) リ	補助対象経費 ヲ×リ÷12(月)1ホ	計画額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ヘ-ホ=カ
	車両価格	附属品価格	改造費	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
	イ	ロ	ハ	ニ		ヘ		チ	ト+チ=ヌ	ル	ヲ	リ	0	0	0
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
計	0			0		0	0	0	0	0	0		0	0	0

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定額(円)*消費税を除く				実費購入予定額合計額から減価償却を控除した額(円) 二-1円=ホ	eとe限度額のうちの少ない方の額(円) ヘ	普通償却限度額(円) (定率法) ヘ×(33.33/4)=ヘ (定額法)ヘ×2/3=ヘ	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	eとeのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) リ	補助対象経費 ヲ×リ÷12(月)1ホ	計画額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ヘ-ホ=カ
	車両価格	附属品価格	改造費	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
1	16,835,412	1,308,588	0	18,144,000	18,143,999	15,000,000	3,000,000	3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000	円	1,500.0	12,000,000
2	16,835,412	1,308,588	0	18,144,000	18,143,999	15,000,000	3,000,000	3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000	円	1,500.0	12,000,000
3	16,835,412	1,308,588	0	18,144,000	18,143,999	15,000,000	3,000,000	3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000	円	1,500.0	12,000,000
4	16,835,412	1,308,588	0	18,144,000	18,143,999	15,000,000	3,000,000	3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000	円	1,500.0	12,000,000
計	67,341,648			72,576,000	72,575,996	60,000,000	12,000,000	12,000,000	18,859,200	12,000,000		12,000	千円	6,000	48,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	eと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
1	15,000,000	12	2.6317%	2.5000%	342,464	円 171.2
2	15,000,000	12	2.6317%	2.5000%	342,464	円 171.2
3	15,000,000	12	2.6317%	2.5000%	342,464	円 171.2
4	15,000,000	12	2.6317%	2.5000%	342,464	円 171.2
計	60,000,000				1,369	千円 684

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ク	計画額(千円) コ+ク
13,369	6,684

【負担者とその負担割合】

申請番号	額返済者				負担者ごとの負担割合				【その他の者の】 具体的な概要		
	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合			
羽越	1	1,671,200	円	49.4%	円	0%	円	0%	1,714,984	50.6%	
	2	1,671,200	円	49.4%	円	0%	円	0%	1,714,984	50.6%	
	3	1,671,200	円	49.4%	円	0%	円	0%	1,714,984	50.6%	
	4	1,671,200	円	49.4%	円	0%	円	0%	1,714,984	50.6%	
合計	6,684,800	円	49.4%	円	0%	円	0%	6,684,800	50.6%		

2年目以降(令和9年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用(千円)	
			前年度	前年度
羽越	4-1	栗原江(松川・左沢)宮宿 山交ビル→栗原江駅前	0・8	5・7
羽越	4-2	天童(東郷市役所)北群 山交ビル(菅谷・石倉)天童	10・2	9・2
羽越	4-3	県立中央病院(東郷工・前谷)高松東山 山形(東郷王)高松東山 山形(高松)高松東山	3・4・5	3・4
羽越	5-1	山交ビル(長岡)天童 山交ビル(菅谷)天童	地域内フィーダー系統 山形市(5)~(8)	補助対象 期間(月) 3
羽越	5-2	県立中央病院(東郷工・前谷)高松東山 山形(東郷王)高松東山 山形(高松)高松東山	3・4・5	3・4
羽越	5-3	栗原江(松川・左沢)宮宿 山交ビル→栗原江駅前	0・8	5・7
羽越	6-1	山交ビル(長岡)天童 山交ビル(菅谷)天童	地域内フィーダー系統 山形市(5)~(8)	補助対象 期間(月) 3
羽越	6-2	県立中央病院(東郷工・前谷)高松東山 山形(東郷王)高松東山 山形(高松)高松東山	3・4・5	3・4
羽越	6-3	栗原江(松川・左沢)宮宿 山交ビル→栗原江駅前	0・8	5・7
羽越	6-4	山交ビル(長岡)天童 山交ビル(菅谷)天童	2・12	2・11
羽越	6-5	山交ビル(長岡)天童 山交ビル(菅谷)天童	2・12	2・11
羽越	6-6	東郷市長バス	地域内フィーダー系統 東郷市(1)~(8)	補助対象 期間(月) 12
羽越	7-1	栗原江(松川・左沢)宮宿 山交ビル→栗原江駅前	0・8	5・7
羽越	7-2	栗原江(松川・左沢)宮宿 山交ビル→栗原江駅前	0・8	5・7
羽越	7-3	山交ビル(長岡)天童 山交ビル(菅谷)天童	2・12	2・11
羽越	7-4	県立中央病院(東郷工・前谷)高松東山 山形(東郷王)高松東山 山形(高松)高松東山	3・4・5	3・4
羽越	8-1	栗原江(松川・左沢)宮宿 山交ビル→栗原江駅前	0・8	5・7
羽越	8-2	栗原江(松川・左沢)宮宿 山交ビル→栗原江駅前	0・8	5・7
羽越	8-3	山交ビル(長岡)天童 山交ビル(菅谷)天童	2・12	2・11
羽越	8-4	県立中央病院(東郷工・前谷)高松東山 山形(東郷王)高松東山 山形(高松)高松東山	3・4・5	3・4

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	比のうちの少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)÷マ (最終年度)ク×マ	計画額(千円)	*残存価格 (円)
	前年度への額⇒ナ	前年度7(2年目のみ)の額⇒リ	(定率法) 3×(0.95 ^ナ -0.4)÷ム (定額法)ナ×0.2⇒ム	ウ	ム+リ=ノ	オ	ク	ヤ		マ×1/2=ケ	ラ=マ-フ
計	0	0	0	0	0	0			0 千円	0	0

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	比のうちの少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)÷マ (最終年度)ク×マ	計画額(千円)	*残存価格 (円)
4-1	15,000,000	750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	3	750,000円	375.0	0
4-2	15,000,000	750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	3	750,000円	375.0	0
4-3	15,000,000	750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	3	750,000円	375.0	0
5-1	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
5-2	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
5-3	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
6-1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
6-2	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
6-3	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
6-4	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
6-5	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
6-6	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,913,200	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
7-1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
7-2	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
7-3	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
7-4	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,572,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
8-1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,588,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
8-2	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,588,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
8-3	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,588,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
8-4	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,588,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
計	300,000,000	131,250,000	60,000,000	0	60,000,000	86,451,480	60,000,000		53,250千円	26.625	78,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
4-1	15,000,000	3	58	60	0.4948%	0.4948%	624 円	0.3
4-2	15,000,000	3	58	60	0.4948%	0.4948%	624 円	0.3
4-3	15,000,000	3	58	60	0.4948%	0.4948%	624 円	0.3
5-1	15,000,000	12	49	60	0.9005%	0.9005%	14,895 円	7.4
5-2	15,000,000	12	49	60	0.9005%	0.9005%	14,895 円	7.4
5-3	15,000,000	12	49	60	0.9005%	0.9005%	14,895 円	7.4
6-1	15,000,000	12	37	48	1.4360%	1.4360%	68,058 円	34.0
6-2	15,000,000	12	37	48	1.4360%	1.4360%	68,058 円	34.0
6-3	15,000,000	12	37	48	1.4360%	1.4360%	68,058 円	34.0
6-4	15,000,000	12	37	48	1.4360%	1.4360%	68,058 円	34.0
6-5	15,000,000	12	37	48	1.4360%	1.4360%	68,058 円	34.0
6-6	15,000,000	12	37	48	1.1407%	1.1407%	53,785 円	26.8
7-1	15,000,000	12	25	36	1.7931%	1.7931%	139,720 円	69.8
7-2	15,000,000	12	25	36	1.7931%	1.7931%	139,720 円	69.8
7-3	15,000,000	12	25	36	1.7931%	1.7931%	139,720 円	69.8
7-4	15,000,000	12	25	36	1.7931%	1.7931%	139,720 円	69.8
8-1	15,000,000	12	13	24	1.6344%	1.6344%	175,679 円	87.8
8-2	15,000,000	12	13	24	1.6344%	1.6344%	175,679 円	87.8
8-3	15,000,000	12	13	24	1.6344%	1.6344%	175,679 円	87.8
8-4	15,000,000	12	13	24	1.6344%	1.6344%	175,679 円	87.8
計	300,000,000						1,702 千円	850

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 庄内交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用国庫補助金申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
羽越	1	鶴岡-三川、三川-酒田、鶴岡(ゆばかい)では文化記念館	21・22・23	ノンステップ型 スロープ 標準	57	8.99	R8 . 11	現金
羽越	2	鶴岡-三川、三川-酒田、鶴岡(ゆばかい)では文化記念館	21・22・23	ノンステップ型 スロープ 標準	57	8.99	R8 . 11	現金
羽越	3	鶴岡(庄内観光物産館・善宝寺)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統 鶴岡市(8)	ノンステップ型 スロープ 標準	57	8.99	R8 . 11	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から償却資格を認められた額(円)	本と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法)×0.4→ (定額法)×0.2→	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	スとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ア×フ÷12(月)→ホ	計画額(千円) カ×1/2=キ	*残存価格(円) ヘーカ→キ
	車両価格	付属品価格	改造費	合計											
1	20,203,908	5,796,092	0	26,000,000	25,999,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,766,666	3,000,000	11	2,750,000 円	1,375.0	12,250,000
2	20,203,908	5,796,092	0	26,000,000	25,999,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,766,666	3,000,000	11	2,750,000 円	1,375.0	12,250,000
3	20,203,908	5,796,092	0	26,000,000	25,999,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,766,666	3,000,000	11	2,750,000 円	1,375.0	12,250,000
計	60,611,724	17,388,276	0	78,000,000	77,999,997	45,000,000	9,000,000	0	9,000,000	14,299,998	9,000,000		8,250 千円	4,125	36,750,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) アの額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カツ	ヨナネ
8,250	4,125

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	負担者とその負担割合					
	申請番号	普通償却	市町村	その他の者	事業者自己負担	「その他の者」の具体的な経費
羽越	1	19.3%	円	%	円	61.4%
	2	19.3%	円	%	円	61.4%
	3	19.3%	円	%	円	61.4%
合計	19.3%	円	%	円	61.4%	

2年目以降(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用国庫補助金申請番号
羽越	R6-1	鶴岡-三川、三川-酒田、鶴岡(ゆばかい)では文化記念館	21・22・23 20-21-22
羽越	R7-1	鶴岡(庄内観光物産館・加茂水産物湯野浜温泉)	地域内フィーダー系統
羽越	R7-2	鶴岡(庄内観光物産館・善宝寺)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統
羽越	R8-1	鶴岡(ヤマザブク(びき店)落合)	地域内フィーダー系統
羽越	R8-2	鶴岡(庄内観光物産館・加茂水産物湯野浜温泉)	地域内フィーダー系統
羽越	R8-3	鶴岡(庄内観光物産館・加茂水産物湯野浜温泉)	地域内フィーダー系統

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	*残存価格(円)
R6-1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,237,960	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	3,000,000
R7-1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,284,120	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	6,000,000
R7-2	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,284,120	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	6,000,000
R8-1	15,000,000	12,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,352,580	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	9,250,000
R8-2	15,000,000	12,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,352,580	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	9,250,000
R8-3	15,000,000	12,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,352,580	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	9,250,000
計	90,000,000	60,750,000	18,000,000	0	18,000,000	25,863,940	18,000,000		18,000,000 千円	9,000	42,750,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) アの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(目)	(至)				
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
18,000	9,000

【負担者とその負担割合】

補助 プロ ジェクト 番号	負担者とその負担割合								
	都道府県		市町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的な概要
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
RI0-1	100,000	円 20.7 %	円	%	円	%	437,000	円 58.6 %	
RI0-1	100,000	円 20.6 %	円	%	円	%	439,000	円 58.8 %	
RI0-2	100,000	円 20.6 %	円	%	円	%	439,000	円 58.8 %	
RI0-1	100,000	円 20.4 %	円	%	円	%	442,000	円 58.2 %	
RI0-2	100,000	円 20.4 %	円	%	円	%	442,000	円 58.2 %	
RI0-3	100,000	円 20.4 %	円	%	円	%	442,000	円 58.2 %	
合計	600,000	円 20.5 %	円	%	円	%	2,000,000	円 58.0 %	

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 株式会社ばながさバス

1. 車両取得の概要

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、リース)

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)※消費税を除く				実費購入予定費合計額から償却額を控除した額(円)	償却限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法)×0.8÷1 (定額法)×0.2÷1	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	えとみのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ア×ウ÷12(月)÷0	計画額(千円) カ×1/2÷3	* 残存価格(円) ヘ×0.9
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
	イ	ロ	ハ	イ+ロ+ハ=ニ	ニ-1(円)-ホ	ヘ		チ	ト+チ=ス	ル	ヲ	リ			
計													円	千円	

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(% 年利)	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			シ	ソ	ツ	ク×1/2÷ホ
計	0	0	0	0	0	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+フ	キ+ホ

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト名	負担者とその負担割合							
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合
	円	%	円	%	円	%	円	%
	円	%	円	%	円	%	円	%
合計	円	%	円	%	円	%	円	%

2年目以降(令和 9 年度)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号
羽越	1	鏡山線	17 R7

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価値(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	/とオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×ウ÷12(月)÷ホ (最終年度)ク÷ホ	計画額(千円) マ×1/2÷ウ	* 残存価格(円) テ×マ÷フ
	初年度への額=ア	前年度/2年目のみの額=イ	(定率法)×0.8÷ム (定額法)×0.2÷ム								
1	15,000,000	5,400,000	2,160,000	0	2,160,000	3,174,681	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240,000
計	15,000,000	5,400,000	2,160,000	0	2,160,000	3,174,681	2,160,000	12	2,160	1,080	3,240,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回數		借入利率(% 年利)	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円) ア×1/2÷サ
			(自)	(至)				
					エ	テ	円	
計	0					0	千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
2,160	1,080

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト名	負担者とその負担割合											
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担					
	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合				
1	1000000	円	51.6	%	円	%	円	%	1014681	円	48	%
羽越		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計	1000000	円	51.6	%	円	%	円	%	1014681	円	48	%

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 山形交通株式会社

1. 車両取得の概要

補助プログラム名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
羽越	1	寒河江(松川・石沢)寄宿 山交ビル～寒河江駅前	ノンステップバス スロープ付き 標準	57	8.9	9 . 10	リース
羽越	2	寒河江(松川・石沢)寄宿 山交ビル～寒河江駅前	ノンステップバス スロープ付き 標準	57	8.9	9 . 10	リース
羽越	3	山交ビル(源山系)～寒河江 山交ビル(寒河江)	ノンステップバス スロープ付き 標準	57	8.9	9 . 10	リース
羽越	4	東立中央病院(寒河江・高松山) 山形(寒河江)～高松山	ノンステップバス スロープ付き 標準	57	8.9	9 . 10	リース

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から減価償却を控除した額(円)	もと限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法) ※(0.5×4)÷3 (定額法)×0.2÷3	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	えとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価格(円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
	イ	ロ	ハ	ニ	イ+ロ+ハ+ニ	ニ-1円-ホ	ヘ	チ	ト+チ=ス	ル	ヲ	ワ	ヲ×ワ÷12(月)÷ホ	カ×1/2÷3	ヘーカ-ヲ
計	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から減価償却を控除した額(円)	もと限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法) ※(0.5×4)÷3 (定額法)×0.2÷3	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	えとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価格(円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
1	16,835,412	1,308,588	0	18,144,000	18,143,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
2	16,835,412	1,308,588	0	18,144,000	18,143,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
3	16,835,412	1,308,588	0	18,144,000	18,143,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
4	16,835,412	1,308,588	0	18,144,000	18,143,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
計	67,341,648			72,576,000	72,575,996	60,000,000	12,000,000		12,000,000	18,859,200	12,000,000		12,000	6,000	48,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等・元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
1	15,000,000	12	2.6317%	2.5000%	342,464	171.2
2	15,000,000	12	2.6317%	2.5000%	342,464	171.2
3	15,000,000	12	2.6317%	2.5000%	342,464	171.2
4	15,000,000	12	2.6317%	2.5000%	342,464	171.2
計	60,000,000				1,369	684

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ナ	コ+ネ
13,369	6,684

【負担者とその負担割合】

補助プログラム名	負担者とその負担割合					
	市道整備	市町村	その他	事業者自己負担	その他	その他
羽越	1	49.4%	0%	0%	50.6%	0%
	2	49.4%	0%	0%	50.6%	0%
	3	49.4%	0%	0%	50.6%	0%
	4	49.4%	0%	0%	50.6%	0%
合計	684,000	49.4%	0%	0%	684,000	50.6%

2年目以降 令和 10 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			道庁年度	初年度
羽越	6-1	山交ビル(彦山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	地域内フリーダー系統 山形前(5)~(8)	
羽越	6-2	東立中央病院(妻籠王・四谷)高松東山 山形(春風王口)高松東山 山形(南山形)高松東山	3・4・5	3・4
羽越	6-3	蕨河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル(荒谷)天童	6・8	5・7
羽越	6-4	山交ビル(彦山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	2・12	2・11
羽越	6-5	山交ビル(彦山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	2・12	2・11
羽越	6-6	東郷市民バス	地域内フリーダー系統 東郷市(1)~(8)	
羽越	7-1	蕨河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル(荒谷)天童	6・8	5・7
羽越	7-2	蕨河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル(荒谷)天童	6・8	5・7
羽越	7-3	山交ビル(彦山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	2・12	2・11
羽越	7-4	東立中央病院(妻籠王・四谷)高松東山 山形(春風王口)高松東山 山形(南山形)高松東山	3・4・5	3・4
羽越	8-1	蕨河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル(荒谷)天童	6・8	5・7
羽越	8-2	蕨河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル(荒谷)天童	6・8	5・7
羽越	8-3	山交ビル(彦山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	2・12	2・11
羽越	8-4	東立中央病院(妻籠王・四谷)高松東山 山形(春風王口)高松東山 山形(南山形)高松東山	3・4・5	3・4
羽越	9-1	蕨河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル(荒谷)天童	6・8	5・7
羽越	9-2	蕨河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル(荒谷)天童	6・8	5・7
羽越	9-3	山交ビル(彦山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	2・12	2・11
羽越	9-4	東立中央病院(妻籠王・四谷)高松東山 山形(春風王口)高松東山 山形(南山形)高松東山	3・4・5	3・4

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円) (定率法) 7% (0.07×0.6)×ム (定額法)7×0.2×ム	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	とオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ウ×ヤ÷12(月)×マ (最終年度)ウ×マ	計画額(千円)	* 残存価格 (円) ウ×マ×フ
	初年度への額+ナ	前年度(2年目のみ)の額+ウ		ウ	ム+ウ+ノ	オ	ウ	ヤ	円	0.0	0
				0					円	0.0	0
計	0	0	0	0	0	0			0 千円	0	0

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円) (定率法) 7% (0.07×0.6)×ム (定額法)7×0.2×ム	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	とオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ウ×ヤ÷12(月)×マ (最終年度)ウ×マ	計画額(千円)	* 残存価格 (円) ウ×マ×フ
6-1	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
6-2	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
6-3	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
6-4	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
6-5	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
6-6	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,913,200	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
7-1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
7-2	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
7-3	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
7-4	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,572,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
8-1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,588,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
8-2	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,588,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
8-3	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,588,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
8-4	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,588,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
9-1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
9-2	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
9-3	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
9-4	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
計	270,000,000	126,000,000	54,000,000	0	54,000,000	81,495,600	54,000,000		54,000千円	27,000	72,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内+コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
6-1	15,000,000	12	49	60	1.4360%	1.4360%	24.081 円	12.0
6-2	15,000,000	12	49	60	1.4360%	1.4360%	24.081 円	12.0
6-3	15,000,000	12	49	60	1.4360%	1.4360%	24.081 円	12.0
6-4	15,000,000	12	49	60	1.4360%	1.4360%	24.081 円	12.0
6-5	15,000,000	12	49	60	1.4360%	1.4360%	24.081 円	12.0
6-6	15,000,000	12	49	60	1.1407%	1.1407%	18.999 円	9.4
7-1	15,000,000	12	37	48	1.7931%	1.7931%	85.514 円	42.7
7-2	15,000,000	12	37	48	1.7931%	1.7931%	85.514 円	42.7
7-3	15,000,000	12	37	48	1.7931%	1.7931%	85.514 円	42.7
7-4	15,000,000	12	37	48	1.7931%	1.7931%	85.514 円	42.7
8-1	15,000,000	12	25	36	1.6344%	1.6344%	127.096 円	63.5
8-2	15,000,000	12	25	36	1.6344%	1.6344%	127.096 円	63.5
8-3	15,000,000	12	25	36	1.6344%	1.6344%	127.096 円	63.5
8-4	15,000,000	12	25	36	1.6344%	1.6344%	127.096 円	63.5
9-1	15,000,000	12	13	24	2.6317%	2.5000%	270.341 円	135.1
9-2	15,000,000	12	13	24	2.6317%	2.5000%	270.341 円	135.1
9-3	15,000,000	12	13	24	2.6317%	2.5000%	270.341 円	135.1
9-4	15,000,000	12	13	24	2.6317%	2.5000%	270.341 円	135.1
計	270,000,000						2,071 千円	1,034

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
56,071	28,034

【負担者とその負担割合】

補助 ア ロ ク シ カ 名	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
6-1	1,512,000 円	51.6%	円	%	円	%	1,419,681 円	48.4%	
6-2	1,512,000 円	51.6%	円	%	円	%	1,419,681 円	48.4%	
6-3	1,512,000 円	51.6%	円	%	円	%	1,419,681 円	48.4%	
6-4	1,512,000 円	51.6%	円	%	円	%	1,419,681 円	48.4%	
6-5	1,512,000 円	51.6%	円	%	円	%	1,419,681 円	48.4%	
6-6	526,400 円	62.3%	円	%	円	%	913,399 円	37.7%	
7-1	1,542,700 円	49.6%	円	%	円	%	1,566,114 円	50.4%	
7-2	1,542,700 円	49.6%	円	%	円	%	1,566,114 円	50.4%	
7-3	1,542,700 円	49.6%	円	%	円	%	1,566,114 円	50.4%	
7-4	1,542,700 円	49.6%	円	%	円	%	1,572,114 円	50.5%	
8-1	1,583,300 円	49.6%	円	%	円	%	1,588,896 円	50.4%	
8-2	1,583,300 円	49.6%	円	%	円	%	1,588,896 円	50.4%	
8-3	1,583,300 円	49.6%	円	%	円	%	1,588,896 円	50.4%	
8-4	1,583,300 円	49.6%	円	%	円	%	1,588,896 円	50.4%	
9-1	1,635,100 円	48.8%	円	%	円	%	1,714,841 円	51.2%	
9-2	1,635,100 円	48.8%	円	%	円	%	1,714,841 円	51.2%	
9-3	1,635,100 円	48.8%	円	%	円	%	1,714,841 円	51.2%	
9-4	1,635,100 円	48.8%	円	%	円	%	1,714,841 円	51.2%	
合計	21,024,000 円	50.5%	円	%	円	%	27,492,400 円	49.5%	

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 庄内交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和10年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	種別	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
羽越	1	鶴岡-三川、三川-酒田、鶴岡(ゆぼかい)では文化記念館	21・22・23	ノンステップ型 スロープ 標準	57	8.99	R9 . 10	現金
羽越	2	鶴岡-三川、三川-酒田、鶴岡(ゆぼかい)では文化記念館	21・22・23	ノンステップ型 スロープ 標準	57	8.99	R9 . 10	現金
羽越	3	鶴岡-三川、三川-酒田、鶴岡(ゆぼかい)では文化記念館	21・22・23	ノンステップ型 スロープ 標準	57	8.99	R9 . 10	現金
羽越	4	鶴岡市内循環 Aコース、Bコース、Cコース	地域内フィーダー系統 鶴岡市(12, 13, 14)	小型車両	12	5.38	R9 . 10	現金
羽越	5	鶴岡市内循環 Aコース、Bコース、Cコース	地域内フィーダー系統 鶴岡市(12, 13, 14)	小型車両	12	5.38	R9 . 10	現金
羽越	6	鶴岡市内循環 Aコース、Bコース、Cコース	地域内フィーダー系統 鶴岡市(12, 13, 14)	小型車両	12	5.38	R9 . 10	現金
羽越	7	鶴岡市内循環 Aコース、Bコース、Cコース	地域内フィーダー系統 鶴岡市(12, 13, 14)	小型車両	12	5.38	R9 . 10	現金

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円) * 消費税を除く				実費購入予定費合計額から車を種別を控除した額(円)	未と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法: A * 0.4 => B 定額法: A * 0.2 => C)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	未とLのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 F * 7 / 12 (月) / 年	計画額(千円)	* 残存価格(円)
	イ	ロ	ハ	合計 イ+ロ+ハ+ニ											
1	20,203,908	5,796,092	0	26,000,000	25,999,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	5,200,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
2	20,203,908	5,796,092	0	26,000,000	25,999,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	5,200,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
3	20,203,908	5,796,092	0	26,000,000	25,999,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	5,200,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
4	3,556,000	2,229,424	1,482,166	7,247,590	7,247,589	7,247,589	1,449,518	0	1,449,518	1,449,518	1,449,518	12	1,449,518 円	724.8	5,798,071
5	3,556,000	2,229,424	1,482,166	7,247,590	7,247,589	7,247,589	1,449,518	0	1,449,518	1,449,518	1,449,518	12	1,449,518 円	724.8	5,798,071
6	3,556,000	2,229,424	1,482,166	7,247,590	7,247,589	7,247,589	1,449,518	0	1,449,518	1,449,518	1,449,518	12	1,449,518 円	724.8	5,798,071
7	3,556,000	2,229,424	1,482,166	7,247,590	7,247,589	7,247,589	1,449,518	0	1,449,518	1,449,518	1,449,518	12	1,449,518 円	724.8	5,798,071
計	74,835,724	26,305,972	5,848,664	106,990,360	106,990,353	73,990,356	14,798,071	0	14,798,071	21,398,072	14,798,072		14,798 千円	7,399	59,192,284

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	元と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
計						千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
14,798	7,399

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								
		新渡戸橋		市原町		その他の客		事業者自己負担		【その他の客】の負担割合
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
初級	1	1,000 円	18.3 %	円	%	円	%	1,000 円	63.4 %	
	2	1,000 円	18.3 %	円	%	円	%	1,000 円	63.4 %	
	3	1,000 円	50.0 %	円	%	円	%	0 円	0.0 %	
	4	24,700 円	50.0 %	円	%	円	%	0 円	0.0 %	
	5	24,700 円	25.0 %	円	%	円	%	11,350 円	50.0 %	
	6	24,700 円	50.0 %	円	%	円	%	0 円	0.0 %	
	7	24,700 円	25.0 %	円	%	円	%	11,350 円	50.0 %	
合計		1,000 円	26.2 %	円	%	円	%	1,000 円	47.2 %	

2年目以降(令和 10 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
羽越	R6-1	鶴岡-三川、三川-酒田、鶴岡(ゆまかい)では文化記念	21-22-23	20-21-22
羽越	R7-1	鶴岡(庄内観光物産館・加茂水族館)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統
羽越	R7-2	鶴岡(庄内観光物産館・善宝寺)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統
羽越	R8-1	鶴岡(ヤマザワくしびき店)落合	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統
羽越	R8-2	鶴岡(庄内観光物産館・加茂水族館)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統
羽越	R8-3	鶴岡(庄内観光物産館・加茂水族館)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統
羽越	R9-1	鶴岡-三川、三川-酒田、鶴岡(ゆまかい)では文化記念	21-22-23	20-21-22
羽越	R9-2	鶴岡(庄内観光物産館・善宝寺)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統
羽越	R9-3	鶴岡(ヤマザワくしびき店)落合	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)		普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	/とオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	* 残存価額(円)
		前年度2(2年目のみ)の額=ア	今年度の額=イ									
R6-1	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	0	3,000,000	4,237,960	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	0
R7-1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	0	3,000,000	4,284,120	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	3,000,000
R7-2	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	0	3,000,000	4,284,120	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	3,000,000
R8-1	15,000,000	9,250,000	3,000,000	0	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	6,250,000
R8-2	15,000,000	9,250,000	3,000,000	0	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	6,250,000
R8-3	15,000,000	9,250,000	3,000,000	0	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	6,250,000
R9-1	15,000,000	12,250,000	3,000,000	0	0	3,000,000	5,199,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	9,250,000
R9-2	15,000,000	12,250,000	3,000,000	0	0	3,000,000	5,199,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	9,250,000
R9-3	15,000,000	12,250,000	3,000,000	0	0	3,000,000	5,199,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	9,250,000
計	135,000,000	79,500,000	27,000,000	0	0	27,000,000	41,306,194	27,000,000		27,000,000 千円	13,500	52,500,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
								円
								円
								円
								円
								円
								円
								円
								円
計								千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
27,000	13,500

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	額	負担者とその負担割合				事業者自己負担	【その他の者の 具体的概要】
			市町村	市区町村	その他の者	事業者自己負担		
羽越	R6-1	15,000,000	20.7%	円	%	円	1,500,000	58.6%
	R7-1	15,000,000	20.6%	円	%	円	1,500,000	58.8%
	R7-2	15,000,000	20.6%	円	%	円	1,500,000	58.8%
	R8-1	15,000,000	20.5%	円	%	円	1,500,000	58.9%
	R8-2	15,000,000	20.5%	円	%	円	1,500,000	58.9%
	R8-3	15,000,000	20.5%	円	%	円	1,500,000	58.9%
	R9-1	15,000,000	18.3%	円	%	円	1,500,000	63.4%
	R9-2	15,000,000	26.8%	円	%	円	1,500,000	46.4%
	R9-3	15,000,000	18.3%	円	%	円	1,500,000	63.4%
合計	135,000,000	21.0%	円	%	円	13,500,000	57.8%	

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 有限会社 はながわバス

1. 車両取得の概要

初年度(令和10年度)	補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線補助金申請番号	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)

定率法

申請番号	実質購入予定額(円)※消費税を除く				車両購入予定額合計額から償却額を控除した額(円)	※と限度額のうちの少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法)×6.4=△ (定額法)×0.62=△	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	△とのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 △×7÷12(月)×△	計画額(千円)	※残存価格(円) △×9
	車両価格	付属品価格	改造費	合計 イ+ロ+ハ+ニ											
	イ	ロ	ハ	ニ	ニ-イ=ホ	ヘ		チ	ト+チ=ス	ル	ヲ	ワ	円	カ×1/2=コ	
計													千円		

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円)への額以内	償還期間(月)	借入利率(%)(年利)	△と2.5%のうち低い方の率(%)(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			レ	リ	円	ク×1/2=ケ
計	0	0	0	0	0	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ク	コ+ケ

【負担者とその負担割合】

申請番号	負担者とその負担割合									
	都道府県		市区町村		その他の業		事業者自己負担		その他の者の負担の割合	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
合計	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%

2年目以降(令和10年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線補助金申請番号
羽越	1	銀山線	17 R7

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価格(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	△とのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 △×7÷12(月)×△ (定率法)×0.62=△	計画額(千円)	※残存価格(円) △×9
	初年度への額=ナ	前年度72年目のみの額=ニ	(定率法)×6.4=△ (定額法)×0.62=△	ウ	ム+ウ=ノ	オ	ク	ケ	ケ×7÷12(月)×△	カ×1/2=カ	ナ-マ=フ
1	15,000,000	3,240,000	1,296,000	0	1,296,000	1,829,736	1,296,000	12	1,296,000	円 648,000.0	1,944,000
計	15,000,000	3,240,000	1,296,000	0	1,296,000	1,829,736	1,296,000	12	1,296	千円 648	1,944,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円)への額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%)(年利)	△と2.5%のうち低い方の率(%)(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					エ	円	ク×1/2=ク	
計	0					0	0	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ク+サ
1,296	648

【負担者とその負担割合】

申請番号	負担者とその負担割合									
	都道府県		市区町村		その他の業		事業者自己負担		その他の者の負担の割合	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
	1,040,000	円 54.8	%	円	%	円	%	533,736	円 45	%
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
合計	1,040,000	円 54.8	%	円	%	円	%	533,736	円 45	%

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 山形交通株式会社

1. 車両取得の概要

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	種別	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、前払、リース)
羽越	1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	ノンステップバス スロープ付き 標準	57	8.9	10 . 10	リース
羽越	2	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	ノンステップバス スロープ付き 標準	57	8.9	10 . 10	リース
羽越	3	山交ビル(釜山・長瀬)天童 山交ビル(長谷)天童	2・12	ノンステップバス スロープ付き 標準	57	8.9	10 . 10	リース
羽越	4	県立中央病院(寒蔵王・四谷)高松原山 山形(寒蔵王口)高松原山 山形(高松原山)高松原山	3・4・5	ノンステップバス スロープ付き 標準	57	8.9	10 . 10	リース

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から減価償却を控除した額(円)	未と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法) △×(0.55/0.42)=△ (定額法)△×0.2=△	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	△と△のうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 △×7÷12(月)=△	計画額(千円)	* 残存価格(円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
	イ	ロ	ハ	イ+ロ+ハ=ニ	ニ-1円=ホ	ヘ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0			0		0	0		0	0	0		0 千円	0	0

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から減価償却を控除した額(円)	未と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法) △×(0.55/0.42)=△ (定額法)△×0.2=△	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	△と△のうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 △×7÷12(月)=△	計画額(千円)	* 残存価格(円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
1	16,835,412	1,308,588	0	18,144,000	18,143,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
2	16,835,412	1,308,588	0	18,144,000	18,143,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
3	16,835,412	1,308,588	0	18,144,000	18,143,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
4	16,835,412	1,308,588	0	18,144,000	18,143,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
計	67,341,648			72,576,000	72,575,996	60,000,000	12,000,000		12,000,000	18,859,200	12,000,000		12,000 千円	6,000	48,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	しと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
1	15,000,000	12	2.6317%	2.5000%	342,464 円	171.2
2	15,000,000	12	2.6317%	2.5000%	342,464 円	171.2
3	15,000,000	12	2.6317%	2.5000%	342,464 円	171.2
4	15,000,000	12	2.6317%	2.5000%	342,464 円	171.2
計	60,000,000				1,369 千円	684

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ナ	3+ホ
13,369	6,684

【負担者とその負担割合】

申請番号	負担者とその負担割合						事業者自己負担	【その他の事】の 具体的概要	
	普通償還		市区町村		その他の表				
羽越	1	1,671,200 円	49.6%	円	%	円	%	1,714,864 円	50.6%
	2	1,671,200 円	49.6%	円	%	円	%	1,714,864 円	50.6%
	3	1,671,200 円	49.6%	円	%	円	%	1,714,864 円	50.6%
	4	1,671,200 円	49.6%	円	%	円	%	1,714,864 円	50.6%
合計	6,684,800 円	49.6%	円	%	円	%	6,859,456 円	50.6%	

2年目以降 令和11年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当年度	前年度
羽越	7-1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	7-2	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	7-3	山交ビル(漆山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	2・12	2・11
羽越	7-4	県立中央病院(表裏王・四谷)高松葉山 山形(表裏王口)高松葉山 山形(南山形)高松葉山	3・4・5	3・4
羽越	8-1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	8-2	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	8-3	山交ビル(漆山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	2・12	2・11
羽越	8-4	県立中央病院(表裏王・四谷)高松葉山 山形(表裏王口)高松葉山 山形(南山形)高松葉山	3・4・5	3・4
羽越	9-1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	9-2	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	9-3	山交ビル(漆山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	2・12	2・11
羽越	9-4	県立中央病院(表裏王・四谷)高松葉山 山形(表裏王口)高松葉山 山形(南山形)高松葉山	3・4・5	3・4
羽越	10-1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	10-2	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	10-3	山交ビル(漆山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	2・12	2・11
羽越	10-4	県立中央病院(表裏王・四谷)高松葉山 山形(表裏王口)高松葉山 山形(南山形)高松葉山	3・4・5	3・4

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×キ÷12(月)÷マ (最終年度)ク÷マ	計画額(千円)	*残存価格 (円)
	初年度への額⇒フ	前年度7(2年目のみ) の額⇒ウ	(定率法) 3×(0.50×0.4)÷ム (定額法)フ×0.2⇒ム	ウ	ム+ウ=ノ	オ	ク	ヤ	円	0.0	0
				0					円	0.0	0
計	0	0	0	0	0	0			0	千円	0

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×キ÷12(月)÷マ (最終年度)ク÷マ	計画額(千円)	*残存価格 (円)
7-1	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
7-2	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
7-3	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
7-4	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,572,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
8-1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,588,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
8-2	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,588,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
8-3	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,588,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
8-4	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,588,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
9-1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
9-2	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
9-3	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
9-4	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
10-1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
10-2	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
10-3	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
10-4	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,714,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
計	240,000,000	120,000,000	48,000,000	0	48,000,000	74,343,600	48,000,000		48,000千円	24,000	72,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) ケの額以内⇒コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2⇒サ
			(自)	(至)				
7-1	15,000,000	12	49	60	1.7931%	1.7931%	30,328 円	15.1
7-2	15,000,000	12	49	60	1.7931%	1.7931%	30,328 円	15.1
7-3	15,000,000	12	49	60	1.7931%	1.7931%	30,328 円	15.1
7-4	15,000,000	12	49	60	1.7931%	1.7931%	30,328 円	15.1
8-1	15,000,000	12	37	48	1.6344%	1.6344%	77,713 円	38.8
8-2	15,000,000	12	37	48	1.6344%	1.6344%	77,713 円	38.8
8-3	15,000,000	12	37	48	1.6344%	1.6344%	77,713 円	38.8
8-4	15,000,000	12	37	48	1.6344%	1.6344%	77,713 円	38.8
9-1	15,000,000	12	25	36	2.6317%	2.5000%	196,398 円	98.1
9-2	15,000,000	12	25	36	2.6317%	2.5000%	196,398 円	98.1
9-3	15,000,000	12	25	36	2.6317%	2.5000%	196,398 円	98.1
9-4	15,000,000	12	25	36	2.6317%	2.5000%	196,398 円	98.1
10-1	15,000,000	12	13	24	2.6317%	2.5000%	270,341 円	135.1
10-2	15,000,000	12	13	24	2.6317%	2.5000%	270,341 円	135.1
10-3	15,000,000	12	13	24	2.6317%	2.5000%	270,341 円	135.1
10-4	15,000,000	12	13	24	2.6317%	2.5000%	270,341 円	135.1
計	240,000,000						2,299 千円	1,148

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+カ
50,299	25,148

【負担者とその負担割合】

補助 の 種 別 名	負担者とその負担割合									
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
7-1	1,513,100円	49.2%	円	%	円	%	1,566,128円	50.8%		
7-2	1,513,100円	49.2%	円	%	円	%	1,566,128円	50.8%		
7-3	1,513,100円	49.2%	円	%	円	%	1,566,128円	50.8%		
7-4	1,513,100円	49.1%	円	%	円	%	1,572,129円	50.9%		
8-1	1,538,800円	49.2%	円	%	円	%	1,588,913円	50.8%		
8-2	1,538,800円	49.2%	円	%	円	%	1,588,913円	50.8%		
8-3	1,538,800円	49.2%	円	%	円	%	1,588,913円	50.8%		
8-4	1,538,800円	49.2%	円	%	円	%	1,588,913円	50.8%		
8-5	1,538,800円	49.2%	円	%	円	%	1,588,913円	50.8%		
8-6	1,538,800円	49.2%	円	%	円	%	1,588,913円	50.8%		
8-7	1,598,100円	48.2%	円	%	円	%	1,714,988円	51.8%		
8-8	1,598,100円	48.2%	円	%	円	%	1,714,988円	51.8%		
8-9	1,598,100円	48.2%	円	%	円	%	1,714,988円	51.8%		
8-10	1,598,100円	48.2%	円	%	円	%	1,714,988円	51.8%		
10-1	1,635,100円	48.8%	円	%	円	%	1,714,941円	51.2%		
10-2	1,635,100円	48.8%	円	%	円	%	1,714,941円	51.2%		
10-3	1,635,100円	48.8%	円	%	円	%	1,714,941円	51.2%		
10-4	1,635,100円	48.8%	円	%	円	%	1,714,941円	51.2%		
合計	25,148,000円	48.8%	円	%	円	%	26,345,000円	51.2%		

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 庄内交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和11年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	種別(種別コード)	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
羽越	1	鶴岡-三川、三川-酒田、鶴岡(ゆばかい)では文化記念館	21-22-23	ノンステップ型 スロープ 標準	57	8.99	R10 . 10	現金
羽越	2	鶴岡(庄内観光物産館・善宝寺)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統 鶴岡市(8)	ノンステップ型 スロープ 標準	57	8.99	R10 . 10	現金
羽越	3	鶴岡(湯田川温泉)越沢	地域内フィーダー系統 鶴岡市(2)	ノンステップ型 スロープ 標準	57	8.99	R10 . 10	現金
羽越	4	鶴岡市内循環 Aコース、Bコース、Cコース	地域内フィーダー系統 鶴岡市(12, 13, 14)	小型車両	12	5.38	R10 . 10	現金
羽越	5	鶴岡市内循環 Aコース、Bコース、Cコース	地域内フィーダー系統 鶴岡市(12, 13, 14)	小型車両	12	5.38	R10 . 10	現金
羽越	6	鶴岡市内循環 Aコース、Bコース、Cコース	地域内フィーダー系統 鶴岡市(12, 13, 14)	小型車両	12	5.38	R10 . 10	現金
羽越	7	鶴岡市内循環 Aコース、Bコース、Cコース	地域内フィーダー系統 鶴岡市(12, 13, 14)	小型車両	12	5.38	R10 . 10	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円) * 消費税を除く				実費購入予定費合計額から車を種別を控除した額(円)	未と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	未とルのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	* 残存価格(円)
	イ	ロ	ハ	合計											
1	20,203,908	5,796,092	0	26,000,000	25,999,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	5,200,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
2	20,203,908	5,796,092	0	26,000,000	25,999,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	5,200,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
3	20,203,908	5,796,092	0	26,000,000	25,999,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	5,200,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
4	3,556,000	2,229,424	1,482,166	7,247,590	7,247,589	7,247,589	1,449,518	0	1,449,518	1,449,518	1,449,518	12	1,449,518 円	724.8	5,798,071
5	3,556,000	2,229,424	1,482,166	7,247,590	7,247,589	7,247,589	1,449,518	0	1,449,518	1,449,518	1,449,518	12	1,449,518 円	724.8	5,798,071
6	3,556,000	2,229,424	1,482,166	7,247,590	7,247,589	7,247,589	1,449,518	0	1,449,518	1,449,518	1,449,518	12	1,449,518 円	724.8	5,798,071
7	3,556,000	2,229,424	1,482,166	7,247,590	7,247,589	7,247,589	1,449,518	0	1,449,518	1,449,518	1,449,518	12	1,449,518 円	724.8	5,798,071
計	74,835,724	26,305,972	5,848,664	106,990,360	106,990,353	73,990,356	14,798,071	0	14,798,071	21,398,072	14,798,072		14,798 千円	7,399	59,192,284

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%)	元と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
	への額以内		レ	ソ	ツ	ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	ヨ+ネ
14,798	7,399

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合									
		新庄市		市町村		その他の市		事業者自己負担		【その他の市】の負担割合	
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
1	10000	円	18.3%	円	%	円	%	円	63.4%	円	63.4%
2	10000	円	18.3%	円	%	円	%	円	63.4%	円	63.4%
3	10000	円	50.0%	円	%	円	%	0	0.0%	円	0.0%
4	24700	円	50.0%	円	%	円	%	0	0.0%	円	0.0%
5	24700	円	25.0%	円	%	円	%	0	0.0%	円	0.0%
6	24700	円	50.0%	円	%	円	%	0	0.0%	円	0.0%
7	24700	円	25.0%	円	%	円	%	0	0.0%	円	0.0%
合計	10000	円	26.2%	円	%	円	%	0	0.0%	円	47.2%

2年目以降(令和 10 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当年度	初年度
羽越	R7-1	鶴岡(庄内観光物産館・加茂水産館)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統
羽越	R7-2	鶴岡(庄内観光物産館・善宝寺)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統
羽越	R8-1	鶴岡(ヤマザサ(しびき店)落合)	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統
羽越	R8-2	鶴岡(庄内観光物産館・加茂水産館)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統
羽越	R8-3	鶴岡(庄内観光物産館・加茂水産館)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統
羽越	R9-1	鶴岡(三川、三川一清田、鶴岡(ゆほかい)では文化記念館)	21・22・23	20・21・22
羽越	R9-2	鶴岡(庄内観光物産館・善宝寺)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統
羽越	R9-3	鶴岡(ヤマザサ(しびき店)落合)	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統
羽越	R10-1	鶴岡(三川、三川一清田、鶴岡(ゆほかい)では文化記念館)	21・22・23	20・21・22
羽越	R10-2	鶴岡(三川、三川一清田、鶴岡(ゆほかい)では文化記念館)	21・22・23	20・21・22
羽越	R10-3	鶴岡(三川、三川一清田、鶴岡(ゆほかい)では文化記念館)	21・22・23	20・21・22
羽越	R10-4	鶴岡市内循環 Aコース、Bコース、Cコース	地域内フィーダー系統 鶴岡市(12, 13, 14)	地域内フィーダー系統 鶴岡市(12, 13, 14)
羽越	R10-5	鶴岡市内循環 Aコース、Bコース、Cコース	地域内フィーダー系統 鶴岡市(12, 13, 14)	地域内フィーダー系統 鶴岡市(12, 13, 14)
羽越	R10-6	鶴岡市内循環 Aコース、Bコース、Cコース	地域内フィーダー系統 鶴岡市(12, 13, 14)	地域内フィーダー系統 鶴岡市(12, 13, 14)
羽越	R10-7	鶴岡市内循環 Aコース、Bコース、Cコース	地域内フィーダー系統 鶴岡市(12, 13, 14)	地域内フィーダー系統 鶴岡市(12, 13, 14)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	/とオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	*残存価額(円)
R7-1	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,284,120	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	0
R7-2	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,284,120	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	0
R8-1	15,000,000	6,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	3,250,000
R8-2	15,000,000	6,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	3,250,000
R8-3	15,000,000	6,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	3,250,000
R9-1	15,000,000	9,250,000	3,000,000	0	3,000,000	5,199,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	6,250,000
R9-2	15,000,000	9,250,000	3,000,000	0	3,000,000	5,199,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	6,250,000
R9-3	15,000,000	9,250,000	3,000,000	0	3,000,000	5,199,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	6,250,000
R10-1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	5,199,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	9,000,000
R10-2	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	5,199,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	9,000,000
R10-3	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	5,199,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	9,000,000
R10-4	7,247,589	5,798,071	1,449,518	0	1,449,518	1,449,518	1,449,518	12	1,449,518 円	724.7	4,348,553
R10-5	7,247,589	5,798,071	1,449,518	0	1,449,518	1,449,518	1,449,518	12	1,449,518 円	724.7	4,348,553
R10-6	7,247,589	5,798,071	1,449,518	0	1,449,518	1,449,518	1,449,518	12	1,449,518 円	724.7	4,348,553
R10-7	7,247,589	5,798,071	1,449,518	0	1,449,518	1,449,518	1,449,518	12	1,449,518 円	724.7	4,348,553
計	193,990,356	105,894,213	37,348,554	0	37,348,554	57,016,785	37,348,554		37,348,554 千円	18,674	68,545,659

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%)	Eと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(目)	(至)				
計								千円

【所業経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
37,348	18,674

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	R7-1	15,000,000	20.6%	円	%	円	%	15,000,000	58.8%	
	R7-2	15,000,000	20.6%	円	%	円	%	15,000,000	58.8%	
	R8-1	15,000,000	20.5%	円	%	円	%	15,000,000	58.9%	
	R8-2	15,000,000	20.5%	円	%	円	%	15,000,000	58.9%	
	R8-3	15,000,000	20.5%	円	%	円	%	15,000,000	58.9%	
	R9-1	15,000,000	18.3%	円	%	円	%	15,000,000	63.4%	
	R9-2	15,000,000	18.3%	円	%	円	%	15,000,000	63.4%	
	R9-3	15,000,000	18.3%	円	%	円	%	15,000,000	63.4%	
	R10-1	15,000,000	18.3%	円	%	円	%	15,000,000	63.4%	
	R10-2	15,000,000	18.3%	円	%	円	%	15,000,000	63.4%	
	R10-3	15,000,000	18.3%	円	%	円	%	15,000,000	63.4%	
	R10-4	7,247,589	18.3%	円	%	円	%	7,247,589	63.4%	
	R10-5	7,247,589	18.3%	円	%	円	%	7,247,589	63.4%	
	R10-6	7,247,589	18.3%	円	%	円	%	7,247,589	63.4%	
R10-7	7,247,589	25.0%	円	%	円	%	7,247,589	60.0%		
合計	193,990,356	20.0%	円	%	円	%	193,990,356	60.0%		

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 有限会社 はながわいん

1. 車両取得の概要

初年度(令和11年度)	補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線補助金申請番号	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)

定率法

申請番号	実質購入予定額(円)※消費税を除く				車両購入予定額合計額から償却額を控除した額(円)	※と限度額のうちの少ない方の額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	※とのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	※残存価格(円)
	イ	ロ	ハ	合計											
				イ+ロ+ハ=ニ	ニ-イ=ホ	ヘ		チ	ト+チ=ス	ル	ヲ	ワ	ヲ×ワ÷12(月)÷ホ	カ×1/2=コ	ク-カ=ク
計													千円		

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円)への額以内	償還期間(月)	借入利率(%)年利	※と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			レ	リ	ヲ	ツ×1/2=チ
計	0	0	0	0	0	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+フ	コ+エ

【負担者とその負担割合】

申請番号	負担者とその負担割合									
	都道府県		市区町村		その他の業		事業者自己負担		その他の者の負担の割合	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
合計	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%

2年目以降(令和11年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線補助金申請番号
羽越	1	銀山線	17 R7

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価格(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	※とのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	※残存価格(円)
	初年度への額=オ	前年度72年目のみの額=カ	(定率法)イ×ロ×エ (定額法)イ×ロ×エ	ウ	ム+ウ=ノ	オ	ク	ケ	ク×ケ÷12(月)÷カ (定率法)ク×ケ	ツ×1/2=チ	テ-チ=テ
1	15,000,000	1,944,000	777,600	0	777,600	1,142,885	777,600	12	777,600	円	1,166,400
計	15,000,000	1,944,000	777,600	0	777,600	1,142,885	777,600	12	777,600	千円	1,166,400

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円)への額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%)年利	※と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					エ	ヲ	ツ×1/2=チ	
計	0					0	0	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
778	388

【負担者とその負担割合】

申請番号	負担者とその負担割合									
	都道府県		市区町村		その他の業		事業者自己負担		その他の者の負担の割合	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
羽越	1,166,400	51.4%	円	%	円	%	366,885	49%	円	%
合計	1,166,400	51.4%	円	%	円	%	366,885	49%	円	%

別添資料 幹線系統バスの生産性向上に係る取組み一覧

申請番号	運行系統名	運行予定者	取組みの概要		具体的生産性向上の取組み				当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見	
			取組の種別	取組の実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値	目標数値の算出根拠			
山形運送所 (長井・荒砥・長井)	山形交通線	山形交通線	A-1	貨客混載	①	・ワラワレー長井線の荒砥駅・長井駅及び市長ハストの接続を改善	山形交通 長井市 白鷹町 (山形鉄道)	平成29年10月より関係者調整 平成30年4月にダイヤ改正	効果は山形方面への運営、通勤客で混雑のため、車道の改造が困難	指標 目標数値 乗取率4%増	令和7年度乗客数8,852千円 4% = 1,474千円	その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見 ・山形市と長井市を最短で結ぶ、通院、通学のための中継の移動手段である。 ・白鷹町と長井市を最短で結ぶ、通院、通学するための唯一の移動手段であるため必要性は高く路線の維持を希望する。 ・長井市と白鷹町の間には、重要な公共交通であるため、必要である。 ・山形市と長井市を最短で結ぶ、通院、通学のための唯一の移動手段であり、路線の維持を希望する。 ・(新藤町) ・市内北部地域から山形市内高橋への通学のため唯一の移動手段であり維持が必要。地理的条件により他の公共交通への転換が困難。 ・当路線は、主に白鷹町から山形市内の高橋へ通学する学生が多数利用している重要な生活路線である(一週間で延べ約100名が利用(平成28年10月時点))。 ・また、白鷹町から市内へ鉄道を利用した場合、移動時間は約1時間半と、当該路線の約2倍の時間を要することからも、町民生活の利便性確保のため、当該路線の維持を希望するもの。
			A-2	路線再編	②	・長井市・白鷹町の観光資源を有効活用し、路線バスターミナル、長井駅、観光地のバス乗降場を誘発 ・地域連携(DMO)との連携による旅行商品の造成	山形交通 長井市 白鷹町 (山形鉄道)	平成29年10月より検討開始 平成31年度中の販売開始に向け検討 令和2年9月より販売開始	当該路線と競合する路線がない			
			A-3	運業化	③	・長井市・白鷹町の往復乗車券の拡充に新たに白鷹⇄山形間の往復乗車券の設定を検討	山形交通 長井市 白鷹町	平成29年10月より検討開始 令和2年4月1日から長井駅発着と山形駅発着の駅ごとの乗車券の販売予定 令和2年9月より販売開始				
			D	その他 利用促進	④	・沿線市町と連携し、体験乗車会や小学校において公共交通に関する学習を実施し、利用促進を図る ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利用促進を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード導入及び利用促進活動 ・長井市駅周辺にバス停の設置(長井市) ・長井市駅周辺に、乗車率向上のためダイヤの見直しを実施	山形交通 長井市 白鷹町	令和2年10月より順次実施 令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始 令和4年4月25日～7月1日 令和5年2月6日～3月31日 令和6・7・8年4月にダイヤ改正				
			A-4	観光利用 促進	⑤	・長井駅を結ぶ経路の変更 ・運賃の見直しを検討 ・バス待ち時間の短縮として、山形駅・山形市役所等、主要停留所を山形市と共同で待合所のリニューアルおよびデジタルサイネージを新たに設置 ・収益率改善のため、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山形交通 長井市 白鷹町	令和3年10月より実施予定 令和6～7年度実施				
山形運送所 (長井・荒砥・長井) 天童	山形交通線	山形交通線	A-1	貨客混載	①	・効率的な運行のため、利用者の少ないバス廃止や経路変更を図った。 ・千布地区に千布バス停を新設 ・山形県リハビリセンターに通う利用者のためバス停を移設。	山形交通 天童市	平成29年10月より関係者調整 平成30年10月にダイヤ改正 令和2年4月にダイヤ改正 令和5年4月に路線変更 令和5年10月にバス停新設 令和7年7月移設	効果は山形方面への運営、通勤客で混雑のため、車道の改造が困難	指標 目標数値 乗取率4%増	令和7年度乗客数2,49千円 4% = 1,449千円	その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見 ・(山形市) ・山形市と天童市を結ぶ重要な路線であることと、山形市と天童市を結ぶ重要な路線であることとを踏まえては、(5)と共に重要な路線であることから路線の維持を希望する。 ・(天童市) ・天童市千布・荒砥地区と山形市内を結ぶ交通手段として、欠かせない路線である
			A-2	路線再編	②	・朝夕の定期利用者が多い事から、更なる定期券利用者の増加をはかるPRを実施 ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利用促進を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備 ・(令和6年6月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知および利用促進活動(天童市千布地区で乗り方教室を実施) ・沿線の店舗、医者等の施設に路線別時刻表を配布。 ・乗車率向上のためダイヤ改正を実施	山形交通 天童市	平成29年10月より実施 令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始 令和5年8月 令和7・8年4月にダイヤ改正	当該路線と競合する路線がない。 沿線に観光資源がなく、効果が見込めない。			
			A-3	運業化	③	・乗車率の低い天童市内の利用促進を図るため、バス停周辺の利用促進PRを実施 ・路線バスと天童市の乗合タクシーとの連携を目指し停留所を共有。	山形交通 天童市	平成29年10月より実施 令和8年4月1日実施				
			D	その他 利用促進	④	・運転免許返納者への新たな支援策として、ICカード引換券を交付 ・バス待ち時間の短縮として山形駅・山形市役所等、主要停留所を山形市と共同で待合所のリニューアルおよびデジタルサイネージを新たに設置 ・収益率改善のため、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山形交通 天童市	平成29年10月より検討開始 平成30年4月より実施 令和4年5月改正 令和6～7年度実施				
			A-4	観光利用 促進	⑤	・収益率改善のため、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山形交通 天童市	令和6年4月1日より実施				

(1)

(2)

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み				当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段がなくてもよい理由 路線の維持を希望する市町村の意見
			取組の種別	取組内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値	
(3)	県立中央病院 (新藤王) ・西ノ谷/高松菜山	山形交通株	A-1 貨客混載	<ul style="list-style-type: none"> 山形や上山本線が系統存在するため、統合などにより効率的な運行を図る 県立中央病院とダイヤの更なる適正化を協議する 	山形交通 山形市 上市市	平成29年10月に協議会に向けた検討を開始 平成29年10月に協議会と協議 令和5年4月より系統の統廃合を実施 (6系統へ)	路線再編を後述のため	令和7年度実績0,000千円 4% = 302千円	(山形市) 山形市を南北に線断し、上市市と県立中央病院を 結ぶ路線を作るため、路線の維持を望む。ただし、 山形市と上市市を結ぶ路線が複数存在しているこ とから、効率的な運行を目指し、路線の再編を検討 する必要があると考える。 (上山市) 山形大学医学部附属病院、山形県立中央病院、山 形市総合スポーツセンター等が主要な施設への重要な 路線であり、朝夕は、小学生が利用しているため、 必要である。(半郷住宅から上山市内小学校への 利用もあり)
			A-2 路線再編						
			A-3 混乗化						
			A-4 観光利用促進						
(4)	山形市役所 (新藤王口) 高松菜山	山形交通株	A-1 貨客混載	<ul style="list-style-type: none"> バス等から環境の改善として山形駅・山形市役所等、 主要停留所を山形市と共同で待合所のリニューアル およびデジタルサイネージを新たに設置 	山形交通 山形市	令和6年4月1日より実施	山形市街地に入ってから利用者が増 加するため、車面の改造が困難	令和7年度実績38,097千円 4% = 1,523千円	(山形市) 秋田空白地帯と山形市中心市街地を結ぶ路線 であったため、路線の維持を望む。 ただし、山形市と上市市を結ぶ路線が複数存在し ていることから、効率的な運行を目指し、路線の再 編を検討する必要があると考える。 (上山市) 山形大学医学部附属病院、みゆき会病院、 上市市役所等が主要施設への重要な路線であり、 朝夕は、半郷地区や釜池地区から上山小学校へ 維持する必要がある。
			A-2 路線再編						
			A-3 混乗化						
			A-4 観光利用促進						
(5)	山形(若葉町・南) 山形 高松菜山	山形交通株	A-1 貨客混載	<ul style="list-style-type: none"> バス等から環境の改善として山形駅・山形市役所等、 主要停留所を山形市と共同で待合所のリニューアル およびデジタルサイネージを新たに設置 	山形交通 山形市	令和6年4月1日より実施	山形市街地に入ってから利用者が増 加するため、車面の改造が困難	令和7年度実績43,389千円 4% = 1,735千円	(山形市) 商業施設が多い南山形を結ぶことで上市市と山形市 を結ぶ唯一の路線であるため路線の維持を望む。 (上山市) 山形駅前への唯一の路線であるため路線の維持 が必要
			A-2 路線再編						
			A-3 混乗化						
			A-4 観光利用促進						

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み					当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 路線の維持がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見	
			取組の種別	取組内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値	目標数値の算出根拠		
A-1 貨客混載 A-2 路線再編 A-3 運業化 A-4 観光利用促進 D その他	山形交通機	山形交通機	A-1 貨客混載	具体的な実施内容 ・令和6年度にリニューアルプラン予定の「道の駅おおいの」近辺にバス停の新設または移設を検討中 ・朝日中学校の移設における経路変更の検討	山形交通 東河江市 木江町 朝日町	令和6年10月実施(バス停の移設) 令和7年度～	運送事業者からの特段の要請があれば、後述の需要調査結果等に基づきダイヤ改正の見直しを実施済み 当該路線と適合する路線がない	指標 目標数値 増収率4%増	令和7年度実績7,150千円 4% = 286千円	<p>東河江山形間は通勤・通学利用が多いJR左沢線が補完する重要な路線であり、本格的な見直しが行北町と東河江間の分断体制にあたっては、接続の強化に配慮する必要がある。</p> <p>山形河川沿いの通勤・通学利用は多く、JR左沢線が補完する重要な路線となっているため路線の維持を希望する。</p> <p>東河江山形間は通勤・通学利用が多いJR左沢線が補完する重要な路線であることから路線の維持を希望する。また、東河江以北間は、両市町を結ぶ唯一の公共交通機関であり、通学・通院等に必要となる路線であることから路線の維持を希望する。</p> <p>(河北町) 河北町には町がいないために山形方面への通勤・通学には東河江駅及び山形方面への山交バスを利用するケースが多いです。利用者の不便にならないよう山交バス運行の配慮が必要である。</p>	
			A-2 路線再編	① 朝日町付近が沿線にあることから、路線バスで行けるチャリンを作成しPR活動を行う (西村山地域の公共交通マップを作成)	山形交通 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	平成29年10月より順次実施 令和2年3月作成予定					
			A-3 運業化	② 左沢駅や東河江駅のJRや市バスとの乗り継ぎを重視したダイヤへ改善 (西村山地域の公共交通の見える化のためマップを作成し後述) ・自治体からの要望でダイヤの見直しを実施	山形交通 東河江市 大江町 朝日町	平成29年9月乗証実験・検証開始 平成30年4月にダイヤ改正 令和2年4月に左沢線への乗降を考慮したダイヤ改正を実施 令和8年4月にダイヤ改正					
			A-4 観光利用促進	③ 定期券利用者の2/3補助を実施	朝日町	平成28年4月より実施済み					
			D	④ 大江町公共交通機関利用促進協議会「学べる子どもツアー事業」の実施	大江町	平成30年12月2日開催 令和2年3月実施～					
			その他	⑤ 西村山地域の病院に通勤する高齢者を対象とする「通勤に係る交通手段実態調査」の実施	東河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年2月実施					
A-1 貨客混載 A-2 路線再編 A-3 運業化 A-4 観光利用促進 D その他	山形交通機	山形交通機	A-1 貨客混載	具体的な実施内容 ・利便性向上のため運賃見直しを検討 ・交通系ICカード導入に向けた準備 (令和4年6月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ・沿線の市町村(木江町・朝日町)で乗り方教室を実施 ⑧ 収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山形交通	令和2年より検討開始 令和2年10月からゾーン制運賃導入 令和5年5月14日より運用開始 令和5年11月実施	運送事業者からの特段の要請があれば、後述の需要調査結果等に基づき路線分析結果及びダイヤ改正の実施を要する(河北町)	指標 目標数値 増収率4%増	令和7年度実績8,907千円 4% = 356千円	<p>東河江山形間は通勤・通学利用が多いJR左沢線が補完する重要な路線であり、本格的な見直しが行北町と東河江間の分断体制にあたっては、接続の強化に配慮する必要がある。</p> <p>山形河川沿いの通勤・通学利用は多く、JR左沢線が補完する重要な路線となっているため路線の維持を希望する。</p> <p>東河江山形間は通勤・通学利用が多いJR左沢線が補完する重要な路線であることから路線の維持を希望する。また、東河江以北間は、両市町を結ぶ唯一の公共交通機関であり、通学・通院等に必要となる路線であることから路線の維持を希望する。</p> <p>(河北町) 河北町には町がいないために山形方面への通勤・通学には東河江駅及び山形方面への山交バスを利用するケースが多いです。利用者の不便にならないよう山交バス運行の配慮が必要である。</p>	
			A-2 路線再編	⑥ 終点をひまの湯・産直センター前から河北病院までの運行経路や運行ダイヤ等を一新できる公共交通マップの作成 (西村山地域の公共交通マップを作成)	山形交通	令和4年1月にダイヤ改正・経路変更 令和7年度～	当該路線と適合する路線がない				
			A-3 運業化	⑦ 西村山地域の公共交通マップを作成	東河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年2月作成予定					
			A-4 観光利用促進	⑧ 西村山地域の病院に通勤する高齢者を対象とする「通勤に係る交通手段実態調査」の実施 ・沿線の市町村(東河江市・河北町)で乗り方教室を実施 ・JR左沢線の東河江駅発着時間と接続するダイヤに異動しを要する ・沿線である谷地高校の年間行事を把握し運行 ・乗車率向上のためダイヤ改正を実施	山形交通 東河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年2月実施 令和5年9月・10月実施 令和7年4月ダイヤ改正 令和8年4月ダイヤ改正					
			D	⑨ 交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ・収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山形交通	令和4年5月14日より運用開始					
			その他	⑩ 収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山形交通	令和6年4月1日より実施					

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み				当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見																						
			取組みの 種類	取組 内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値		目標数値の算出根拠																					
(8)	山交バス 山交バス駅前 ～栗河江駅前	山形交通機	A-1 貨客混載	<p>具体的な実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① JR左沢線栗河江駅の接続を考慮しながら、運行の効率化のため、便数や運行時間の見直しを検討 ② 病院・ショッピング施設を通過するような経路変更を検討。実証実験を行い、新たな顧客の取り込みを検討 ③ 環状南線の路線再編と併せて運行回数およびダイヤを検討 	山形交通 栗河江市 中山町	<p>スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年10月より検討開始 平成30年4月ダイヤ改正 平成28年10月より検討開始 平成30年4月実証実験 平成30年10月経路変更 令和元年10月より実施 	<p>実施できない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運送事業者からの特段の要請があれば検討 	<p>指標 目標数値</p> <p>増収率4%増</p>	<p>目標数値の算出根拠</p> <p>令和7年度実績3,389千円 4% = 1,334千円</p>	<p>その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見</p> <p>・通勤・通学利用が多いJR左沢線を補完する重要な路線であり、根本的な見直しは困難 (山形市)</p> <p>・山形市街地間の通勤、通学利用は多く、JR左沢線を補完する重要な路線となっているため路線の維持を望む。 (栗河江市)</p> <p>・通勤・通学利用が多いJR左沢線を補完する重要な路線であることから路線の維持を希望する。 (中山町)</p> <p>・山形市街地及び栗河江市内と中山町を結ぶバス路線としては唯一であり、重要な路線であるが、ニーズに合わせた便数や経路については検討の余地がある。</p>																					
			A-2 路線再編								<p>西村山地域の公共交通マップを作成</p>	<p>栗河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県</p>	<p>令和2年3月作成予定</p>	<p>当該路線と競合する路線がない</p>	<p>増収率4%増</p>	<p>目標数値の算出根拠</p>	<p>その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見</p>														
			A-3 混乗化															<p>西村山地域で運行されている交通機関(バス、JR)の運行路線や運行ダイヤ等を一覧できる公共交通マップの作成 (西村山地域の公共交通マップを作成)</p>	<p>栗河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県</p>	<p>令和2年3月作成予定</p>	<p>当該路線と競合する路線がない</p>	<p>増収率4%増</p>	<p>目標数値の算出根拠</p>	<p>その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見</p>							
			A-4 観光利用促進																						<p>わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年9月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ・路線の市町村(栗河江市・河北町)で乗り方教室を実施 ・乗車率向上のためダイヤ改正を実施</p>	<p>山形市 山形交通</p>	<p>令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始 令和5年10月実施 令和8年4月にダイヤ改正 令和6～7年度実施</p>	<p>当該路線と競合する路線がない</p>	<p>増収率4%増</p>	<p>目標数値の算出根拠</p>	<p>その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見</p>
			D その他利用促進																												
			その他利用促進	<p>取組改善の推進のため、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施</p>	<p>山形交通</p>	<p>令和3年4月より実施 令和3年4月より実施 令和8年10月より経路変更予定</p>	<p>当該路線と競合する路線がない</p>	<p>増収率4%増</p>	<p>目標数値の算出根拠</p>	<p>その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見</p>																					
			A-1 貨客混載								<p>利便性向上のため路線延長(旧「から」パークと栗河江駅前、新・天童南駅と栗河江市立病院)</p>	<p>山形交通 栗河江市 山形交通 栗河江市</p>	<p>令和3年4月より実施 令和3年4月より実施 令和8年10月より経路変更予定</p>	<p>当該路線と競合する路線がない</p>	<p>増収率4%増</p>	<p>目標数値の算出根拠</p>	<p>その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見</p>														
			A-2 路線再編															<p>料金を体系的に見直しにより収益性改善</p>	<p>栗河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県 栗河江市</p>	<p>令和3年4月より実施 令和3年4月より実施 令和8年10月より経路変更予定</p>	<p>当該路線と競合する路線がない</p>	<p>増収率4%増</p>	<p>目標数値の算出根拠</p>	<p>その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見</p>							
			A-3 混乗化																						<p>西村山地域の公共交通マップに掲載</p>	<p>栗河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県 栗河江市</p>	<p>令和3年4月より実施 令和3年4月より実施 令和8年10月より経路変更予定</p>	<p>当該路線と競合する路線がない</p>	<p>増収率4%増</p>	<p>目標数値の算出根拠</p>	<p>その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見</p>
			A-4 観光利用促進																												
D その他利用促進	<p>バス待ち環境の改善として山形駅・山形市役所等、主要停留所を山形市と共同で待合所のリニューアルおよびデジタルサイネージを新たに設置</p>	<p>山形市 山形交通</p>	<p>令和6年4月1日より実施</p>	<p>当該路線と競合する路線がない</p>	<p>増収率4%増</p>	<p>目標数値の算出根拠</p>	<p>その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見</p>																								
その他利用促進								<p>取組改善の推進のため、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施</p>	<p>山形交通</p>	<p>令和3年4月より実施 令和3年4月より実施 令和8年10月より経路変更予定</p>	<p>当該路線と競合する路線がない</p>	<p>増収率4%増</p>	<p>目標数値の算出根拠</p>	<p>その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見</p>																	

申請 番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み				当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見																																																
			取組 内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値	目標数値の算出根拠																																																	
5章(東根市役 所 北町)	山形交通機	A-1 貨客混載	<p>① 運馬が長く、頻りに運行遅延が発生しており、乗降顧客を継続的に扱い、乗換を前提に山形⇄天童、天童⇄北町(村山)へ分析を検討</p> <p>② 沿線の観光施設と連携し路線バス利用者限定の特典企画商品を作成</p> <p>③ 運転免許証返納者への新たな支援策として、回数券購入利用券を交付</p> <p>④ 沿線ICカードのICカード周知及び利用促進活動</p> <p>⑤ 村山産業高校に通う生徒の為に、冬期間村山駅⇄北町まで増便運行を実施。また、当区間において学校、村山市より定期券補助あり。</p> <p>⑥ 住民の方を対象に乗り方教室を実施。(東根市神町地区)</p> <p>⑦ 収益再改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施</p>	山形交通 山形市 天童市 東根市 村山市	<p>平成29年10月より乗降調査 平成30年4月より関係者調整 平成30年10月1日再編完了</p> <p>平成29年10月より実施</p> <p>平成30年4月より実施</p> <p>令和元年10月実施 令和2年4月ダイヤ改正 令和4年5月14日より運用開始</p> <p>令和5年1月より実施</p> <p>令和7年6月実施</p> <p>令和6年4月1日より実施</p>	<p>・運送事業者からの特段の要請がなければ検討</p> <p>当該路線と競合する路線がない</p>	増収率4%増	<p>令和7年度実績0,435千円 4% = 377千円</p>	<p>その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見</p> <p>・通勤・通学利用が多いIP県羽本線名補完する重要な路線であり、基本的な県民が国鉄であるが、定時制の確保の対策について検討が必要</p> <p>・通勤・通学利用が多いIP県羽本線を補完する重要な路線であり、路線の維持を望む(村山市)</p> <p>・通勤・通学利用が多いIP県羽本線名補完する重要な路線である。通学や交通弱者対策としても必要な路線として現状維持が望ましい。</p> <p>・天童市内と東根市方面を結ぶ交通手段として欠かれない路線である。(東根市)</p> <p>・通勤・通学・通院利用者にとって重要な路線であるため、維持を希望する。</p>																																																
		A-2 路線再編								<p>① 輸送量(車/日)が少ないことから、乗降調査を継続的にを行い、廃止を検討してきたが、運転免許センター・県立病院の特定のニーズのある路線(輸送量はあまり)のため、維持する方向で調整中は、沿線自治体と今後の路線の在り方について相談</p> <p>② 沿線の観光施設と連携し路線バス利用者限定の特典企画商品を作成</p> <p>③ ハス事業者、市町村が連携し、天童市内・山形市内でのハス停留所への住宅街においてハス利用促進のPRを実施</p> <p>④ わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る</p> <p>⑤ 交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入)</p> <p>⑥ 沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動</p> <p>⑦ 路線バスと天童市の乗合タクシーとの連携を目標し停留所を共有。</p> <p>⑧ ハス待ち環境の改善として山形駅・山形市役所等、主要停留所を山形市と共同で待合所のリニューアルおよびアンテナライトーンを新たに設置</p> <p>⑨ 運転免許証返納者への新たな支援策として、ICカード引換券を交付</p> <p>⑩ 収益再改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施</p>	山形交通 山形市 天童市	<p>平成29年10月より乗降調査 平成30年4月より関係者調整 令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始</p> <p>令和8年4月1日実施</p> <p>令和6～7年度実施</p> <p>平成29年10月より検討開始 平成30年4月より実施 令和4年5月改正</p> <p>令和6年4月1日より実施</p>	<p>増収率4%増</p>	<p>令和7年度実績7,227千円 2% = 289千円</p>	<p>・運転免許センター、県立中央病院へのアクセス手段が必要のため、別途代替の系統を検討。(山形市)</p> <p>・運転免許センターへの移動手段を確保する必要があることから、乗降調査の結果などを踏まえて、路線の見直しを適切に行う必要がある。(天童市)</p> <p>・乗降の多い(9)、(11)で、運転免許センター、県立中央病院等の主要施設へのアクセスを確保できれば再編もやむを得ない。</p>																																										
		A-3 混乗化														<p>① 輸送量(車/日)が少ないことから、乗降調査を継続的にを行い、廃止を検討してきたが、運転免許センター・県立病院の特定のニーズのある路線(輸送量はあまり)のため、維持する方向で調整中は、沿線自治体と今後の路線の在り方について相談</p> <p>② 沿線の観光施設と連携し路線バス利用者限定の特典企画商品を作成</p> <p>③ ハス事業者、市町村が連携し、天童市内・山形市内でのハス停留所への住宅街においてハス利用促進のPRを実施</p> <p>④ わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る</p> <p>⑤ 交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入)</p> <p>⑥ 沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動</p> <p>⑦ 路線バスと天童市の乗合タクシーとの連携を目標し停留所を共有。</p> <p>⑧ ハス待ち環境の改善として山形駅・山形市役所等、主要停留所を山形市と共同で待合所のリニューアルおよびアンテナライトーンを新たに設置</p> <p>⑨ 運転免許証返納者への新たな支援策として、ICカード引換券を交付</p> <p>⑩ 収益再改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施</p>	山形交通 山形市 天童市	<p>平成29年10月より実施</p> <p>令和6～7年度実施</p> <p>平成29年10月より検討開始 平成30年4月より実施 令和4年5月改正</p> <p>令和6年4月1日より実施</p>	<p>増収率4%増</p>	<p>令和7年度実績7,227千円 2% = 289千円</p>	<p>・運転免許センター、県立中央病院へのアクセス手段が必要のため、別途代替の系統を検討。(山形市)</p> <p>・運転免許センターへの移動手段を確保する必要があることから、乗降調査の結果などを踏まえて、路線の見直しを適切に行う必要がある。(天童市)</p> <p>・乗降の多い(9)、(11)で、運転免許センター、県立中央病院等の主要施設へのアクセスを確保できれば再編もやむを得ない。</p>																																				
		A-4 観光利用促進																				<p>① 輸送量(車/日)が少ないことから、乗降調査を継続的にを行い、廃止を検討してきたが、運転免許センター・県立病院の特定のニーズのある路線(輸送量はあまり)のため、維持する方向で調整中は、沿線自治体と今後の路線の在り方について相談</p> <p>② 沿線の観光施設と連携し路線バス利用者限定の特典企画商品を作成</p> <p>③ ハス事業者、市町村が連携し、天童市内・山形市内でのハス停留所への住宅街においてハス利用促進のPRを実施</p> <p>④ わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る</p> <p>⑤ 交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入)</p> <p>⑥ 沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動</p> <p>⑦ 路線バスと天童市の乗合タクシーとの連携を目標し停留所を共有。</p> <p>⑧ ハス待ち環境の改善として山形駅・山形市役所等、主要停留所を山形市と共同で待合所のリニューアルおよびアンテナライトーンを新たに設置</p> <p>⑨ 運転免許証返納者への新たな支援策として、ICカード引換券を交付</p> <p>⑩ 収益再改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施</p>	山形交通 山形市 天童市	<p>平成29年10月より実施</p> <p>令和6～7年度実施</p> <p>平成29年10月より検討開始 平成30年4月より実施 令和4年5月改正</p> <p>令和6年4月1日より実施</p>	<p>増収率4%増</p>	<p>令和7年度実績7,227千円 2% = 289千円</p>	<p>・運転免許センター、県立中央病院へのアクセス手段が必要のため、別途代替の系統を検討。(山形市)</p> <p>・運転免許センターへの移動手段を確保する必要があることから、乗降調査の結果などを踏まえて、路線の見直しを適切に行う必要がある。(天童市)</p> <p>・乗降の多い(9)、(11)で、運転免許センター、県立中央病院等の主要施設へのアクセスを確保できれば再編もやむを得ない。</p>																														
		D																										<p>① 輸送量(車/日)が少ないことから、乗降調査を継続的にを行い、廃止を検討してきたが、運転免許センター・県立病院の特定のニーズのある路線(輸送量はあまり)のため、維持する方向で調整中は、沿線自治体と今後の路線の在り方について相談</p> <p>② 沿線の観光施設と連携し路線バス利用者限定の特典企画商品を作成</p> <p>③ ハス事業者、市町村が連携し、天童市内・山形市内でのハス停留所への住宅街においてハス利用促進のPRを実施</p> <p>④ わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る</p> <p>⑤ 交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入)</p> <p>⑥ 沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動</p> <p>⑦ 路線バスと天童市の乗合タクシーとの連携を目標し停留所を共有。</p> <p>⑧ ハス待ち環境の改善として山形駅・山形市役所等、主要停留所を山形市と共同で待合所のリニューアルおよびアンテナライトーンを新たに設置</p> <p>⑨ 運転免許証返納者への新たな支援策として、ICカード引換券を交付</p> <p>⑩ 収益再改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施</p>	山形交通 山形市 天童市	<p>平成29年10月より実施</p> <p>令和6～7年度実施</p> <p>平成29年10月より検討開始 平成30年4月より実施 令和4年5月改正</p> <p>令和6年4月1日より実施</p>	<p>増収率4%増</p>	<p>令和7年度実績7,227千円 2% = 289千円</p>	<p>・運転免許センター、県立中央病院へのアクセス手段が必要のため、別途代替の系統を検討。(山形市)</p> <p>・運転免許センターへの移動手段を確保する必要があることから、乗降調査の結果などを踏まえて、路線の見直しを適切に行う必要がある。(天童市)</p> <p>・乗降の多い(9)、(11)で、運転免許センター、県立中央病院等の主要施設へのアクセスを確保できれば再編もやむを得ない。</p>																								
		A-1 貨客混載																																<p>① 輸送量(車/日)が少ないことから、乗降調査を継続的にを行い、廃止を検討してきたが、運転免許センター・県立病院の特定のニーズのある路線(輸送量はあまり)のため、維持する方向で調整中は、沿線自治体と今後の路線の在り方について相談</p> <p>② 沿線の観光施設と連携し路線バス利用者限定の特典企画商品を作成</p> <p>③ ハス事業者、市町村が連携し、天童市内・山形市内でのハス停留所への住宅街においてハス利用促進のPRを実施</p> <p>④ わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る</p> <p>⑤ 交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入)</p> <p>⑥ 沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動</p> <p>⑦ 路線バスと天童市の乗合タクシーとの連携を目標し停留所を共有。</p> <p>⑧ ハス待ち環境の改善として山形駅・山形市役所等、主要停留所を山形市と共同で待合所のリニューアルおよびアンテナライトーンを新たに設置</p> <p>⑨ 運転免許証返納者への新たな支援策として、ICカード引換券を交付</p> <p>⑩ 収益再改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施</p>	山形交通 山形市 天童市	<p>平成29年10月より実施</p> <p>令和6～7年度実施</p> <p>平成29年10月より検討開始 平成30年4月より実施 令和4年5月改正</p> <p>令和6年4月1日より実施</p>	<p>増収率4%増</p>	<p>令和7年度実績7,227千円 2% = 289千円</p>	<p>・運転免許センター、県立中央病院へのアクセス手段が必要のため、別途代替の系統を検討。(山形市)</p> <p>・運転免許センターへの移動手段を確保する必要があることから、乗降調査の結果などを踏まえて、路線の見直しを適切に行う必要がある。(天童市)</p> <p>・乗降の多い(9)、(11)で、運転免許センター、県立中央病院等の主要施設へのアクセスを確保できれば再編もやむを得ない。</p>																		
		A-2 路線再編																																						<p>① 輸送量(車/日)が少ないことから、乗降調査を継続的にを行い、廃止を検討してきたが、運転免許センター・県立病院の特定のニーズのある路線(輸送量はあまり)のため、維持する方向で調整中は、沿線自治体と今後の路線の在り方について相談</p> <p>② 沿線の観光施設と連携し路線バス利用者限定の特典企画商品を作成</p> <p>③ ハス事業者、市町村が連携し、天童市内・山形市内でのハス停留所への住宅街においてハス利用促進のPRを実施</p> <p>④ わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る</p> <p>⑤ 交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入)</p> <p>⑥ 沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動</p> <p>⑦ 路線バスと天童市の乗合タクシーとの連携を目標し停留所を共有。</p> <p>⑧ ハス待ち環境の改善として山形駅・山形市役所等、主要停留所を山形市と共同で待合所のリニューアルおよびアンテナライトーンを新たに設置</p> <p>⑨ 運転免許証返納者への新たな支援策として、ICカード引換券を交付</p> <p>⑩ 収益再改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施</p>	山形交通 山形市 天童市	<p>平成29年10月より実施</p> <p>令和6～7年度実施</p> <p>平成29年10月より検討開始 平成30年4月より実施 令和4年5月改正</p> <p>令和6年4月1日より実施</p>	<p>増収率4%増</p>	<p>令和7年度実績7,227千円 2% = 289千円</p>	<p>・運転免許センター、県立中央病院へのアクセス手段が必要のため、別途代替の系統を検討。(山形市)</p> <p>・運転免許センターへの移動手段を確保する必要があることから、乗降調査の結果などを踏まえて、路線の見直しを適切に行う必要がある。(天童市)</p> <p>・乗降の多い(9)、(11)で、運転免許センター、県立中央病院等の主要施設へのアクセスを確保できれば再編もやむを得ない。</p>												
		A-3 混乗化																																												<p>① 輸送量(車/日)が少ないことから、乗降調査を継続的にを行い、廃止を検討してきたが、運転免許センター・県立病院の特定のニーズのある路線(輸送量はあまり)のため、維持する方向で調整中は、沿線自治体と今後の路線の在り方について相談</p> <p>② 沿線の観光施設と連携し路線バス利用者限定の特典企画商品を作成</p> <p>③ ハス事業者、市町村が連携し、天童市内・山形市内でのハス停留所への住宅街においてハス利用促進のPRを実施</p> <p>④ わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る</p> <p>⑤ 交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入)</p> <p>⑥ 沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動</p> <p>⑦ 路線バスと天童市の乗合タクシーとの連携を目標し停留所を共有。</p> <p>⑧ ハス待ち環境の改善として山形駅・山形市役所等、主要停留所を山形市と共同で待合所のリニューアルおよびアンテナライトーンを新たに設置</p> <p>⑨ 運転免許証返納者への新たな支援策として、ICカード引換券を交付</p> <p>⑩ 収益再改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施</p>	山形交通 山形市 天童市	<p>平成29年10月より実施</p> <p>令和6～7年度実施</p> <p>平成29年10月より検討開始 平成30年4月より実施 令和4年5月改正</p> <p>令和6年4月1日より実施</p>	<p>増収率4%増</p>	<p>令和7年度実績7,227千円 2% = 289千円</p>	<p>・運転免許センター、県立中央病院へのアクセス手段が必要のため、別途代替の系統を検討。(山形市)</p> <p>・運転免許センターへの移動手段を確保する必要があることから、乗降調査の結果などを踏まえて、路線の見直しを適切に行う必要がある。(天童市)</p> <p>・乗降の多い(9)、(11)で、運転免許センター、県立中央病院等の主要施設へのアクセスを確保できれば再編もやむを得ない。</p>						
		A-4 観光利用促進																																																		<p>① 輸送量(車/日)が少ないことから、乗降調査を継続的にを行い、廃止を検討してきたが、運転免許センター・県立病院の特定のニーズのある路線(輸送量はあまり)のため、維持する方向で調整中は、沿線自治体と今後の路線の在り方について相談</p> <p>② 沿線の観光施設と連携し路線バス利用者限定の特典企画商品を作成</p> <p>③ ハス事業者、市町村が連携し、天童市内・山形市内でのハス停留所への住宅街においてハス利用促進のPRを実施</p> <p>④ わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る</p> <p>⑤ 交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入)</p> <p>⑥ 沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動</p> <p>⑦ 路線バスと天童市の乗合タクシーとの連携を目標し停留所を共有。</p> <p>⑧ ハス待ち環境の改善として山形駅・山形市役所等、主要停留所を山形市と共同で待合所のリニューアルおよびアンテナライトーンを新たに設置</p> <p>⑨ 運転免許証返納者への新たな支援策として、ICカード引換券を交付</p> <p>⑩ 収益再改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施</p>	山形交通 山形市 天童市	<p>平成29年10月より実施</p> <p>令和6～7年度実施</p> <p>平成29年10月より検討開始 平成30年4月より実施 令和4年5月改正</p> <p>令和6年4月1日より実施</p>	<p>増収率4%増</p>	<p>令和7年度実績7,227千円 2% = 289千円</p>	<p>・運転免許センター、県立中央病院へのアクセス手段が必要のため、別途代替の系統を検討。(山形市)</p> <p>・運転免許センターへの移動手段を確保する必要があることから、乗降調査の結果などを踏まえて、路線の見直しを適切に行う必要がある。(天童市)</p> <p>・乗降の多い(9)、(11)で、運転免許センター、県立中央病院等の主要施設へのアクセスを確保できれば再編もやむを得ない。</p>
		D																																																							

(10)

(11)

申請 番号	運行系統名 山交ビル(遠山・ 長岡)天童温泉	運行予定者 山形交通機	取組みの 種類	具体的な生産性向上の取組み				当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見	
				取 組 業	具体的実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値		目標数値の算出根拠
A-1	貨客混載										
A-2	路線再編		① 路線の廃止検討に合わせて、便数の適正化等を図る ② 乗降調査を継続的にを行い、便数の適正化等により乗車効率の増加を目指す。	山形交通 山形市 天童市	平成29年10月より乗降調査 平成30年4月締結開始 令和5年4月より系統の統合実施 (遠山系統・長岡系統) 平成29年10月より乗降調査 平成30年4月にダイヤ改正					令和7年度業績39,385千円 2% = 1,575千円	×
A-3	混乗化										
A-4	観光利用 促進		③ I東芳賀バス停より徒歩15分にNDスタジアムがある るので、チラシを作成しPR活動を行う。	山形交通	平成29年10月より順次実施						
D	その他 利用促進		④ バス事業者、市町村が連携し、天童市内・山形市内でのバス停留所への住宅街においてバス利用促進のPRを実施 ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年6月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ⑤ 運転免許証返納者への新たな支援策として、ICカード引換券を交付 ⑥ 路線バスと天童市の乗合タクシーとの連携を目指し停留所を共有。 ・バス待ち環境の改善として山形駅・山形市役所等、主要停留所を山形市と共同で待合所のリニューアルおよびデジタルサイネージを新たに設置。 ⑦ 収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山形交通 山形市 天童市	平成29年10月より順次実施 平成29年10月より実施 令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始 平成29年10月より検討開始 平成30年4月より実施 令和4年5月改正 令和8年4月1日実施 令和6～7年度実施						
D	その他 利用促進										

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み				当該取組みの効果目標		その他 路線の維持を希望する市町村の意見		
			取組	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値	目標数値の算出根拠			
(13)	上山～仙台 山形交通 宮城交通	山形交通 JRA	A-1 貨客混載	① 佐川急便様株式会社と仙台を結ぶ全ての路線で貨客混載が可能な車両を投入し、運送事業者と協議し導入したい	山形交通 宮城交通			【山形交通】 令和7年度実績41,172千円 2% = 823千円 【宮城交通】 年間収入1,535千円増 =1,535千円	山形県側からは上山市内からの仙台への通勤通学が多い。平日は芸術工科大学の授業時間に合わせてダイヤを設定し、土日祝は沿線の観光施設であるリワードとの企画乗車を販売することにより、利用促進を図る。		
			A-2 路線再編	② 東北芸術工科大学とダイヤについて打ち合わせの末、令和5年12月9日オープンした「道の駅やまがた蔵王」を接点とする路線変更を実施 ③ 運行の効率化を目指し一部の便について終点を見直し	山形交通 宮城交通	令和4年3月ダイヤ改正 令和5年12月3日路線変更実施 令和8年4月実施					
			A-3 混乗化	④ 高バスとリワード導入場券をセットにした企画乗車を販売する。	山形交通 宮城交通	令和4年4月2日実施済	当該路線と隣接する路線がない				
			A-4 観光利用促進	⑤ 交通系ICカード導入に向けた準備(令和5年5月14日導入) ⑥ 沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ⑦ 東北芸術工科大学内に回数券の販売開始	山形交通 宮城交通	令和4年5月14日より運用開始 令和4年6月より実施					
			D その他利用促進	⑧ 交通系ICカード導入・山形大学病院近くに停留所を新設する。 ⑨ 収益改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施 ⑩ 適正価格の見直しにより運賃改定を実施 ⑪ 乗務員および窓口業務に係る負担軽減により生産性の向上を図るため回数券の廃止を実施	山形交通 JRA	令和3年12月運賃改定 令和3年10月1日実施済 令和4年10月より実施 令和4年4月1日より実施 令和8年7月1日より実施					
			A-1 貨客混載	① 需要調査実施結果に基づきダイヤ改正を実施(総務課・時刻変更) ② 上杉神社前バス停を上杉城史苑内へ移設し、一般路線バス、高バス、米沢市民バスの乗り場を一体化することによって利便性の向上を図った。 ③ 利用者拡大を目指し東北楽天ゴールデンイーグルスの試合およびイベントの有無に関わらず「宮城球場前」まで運行する便を増やした。	山形交通 JRA	令和3年4月1日実施(最終点を変更) 時刻変更: 令和4年4月1日実施 バス停移設: 令和6年4月1日実施 令和6年10月1日より実施				【山形交通】 令和7年度実績8,022千円 2% = 1,604千円 【ジェイアールハルバス東北】 令和7年度実績86,251千円 2% = 1,725千円	山形県側からは冬季間の降雪による乗務本線の運休が課題として利用されている。宮城側からは山形大学工学部への通学でも利用されている。 並行する東羽本線より価格が安く安価な交通手段として利用されている。
			A-2 路線再編	④ 需要調査実施結果に基づきダイヤ改正を実施(総務課・時刻変更) ⑤ 上杉神社前バス停を上杉城史苑内へ移設し、一般路線バス、高バス、米沢市民バスの乗り場を一体化することによって利便性の向上を図った。 ⑥ 利用者拡大を目指し東北楽天ゴールデンイーグルスの試合およびイベントの有無に関わらず「宮城球場前」まで運行する便を増やした。	山形交通 JRA	令和3年4月より実施	当該路線と隣接する路線がない				
			A-3 混乗化	⑦ 高バスとリワード導入場券をセットにした企画乗車を販売する。	山形交通 JRA	実施時期未定	GoToトラベルキャンペーンに合わせ発注する予定だったが、キャンペーンの再開が見込めないため。				
			A-4 観光利用促進	⑧ 交通系ICカード導入に向けた準備(令和5年5月14日導入) ⑨ 沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ⑩ 東北芸術工科大学内に回数券の販売開始	山形交通 JRA	令和3年4月より実施					
			D その他利用促進	⑪ 交通系ICカード導入・山形大学病院近くに停留所を新設する。 ⑫ 収益改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施 ⑬ 適正価格の見直しにより運賃改定を実施 ⑭ 乗務員および窓口業務に係る負担軽減により生産性の向上を図るため回数券の廃止を実施	山形交通 JRA	令和4年5月14日より運用開始 令和5年12月3日路線変更実施 令和8年4月より実施					
(14)	山形交通 JRA	山形交通 JRA	A-1 貨客混載	① 利用者の利便性向上を図り、新庄駅西口より東口へ乗降場所を変更 ② 令和11年度に東根市と隣接駅(ハスベイ)を要望し、各駅間の利便性向上を図った	山形交通 JRA						
			A-2 路線再編	③ 交通系ICカード導入に向けた準備(令和5年5月14日導入) ④ 沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ⑤ 東北芸術工科大学内に回数券の販売開始	山形交通 JRA	令和4年5月14日より運用開始 令和5年12月3日路線変更実施 令和8年4月より実施					
			A-3 混乗化	⑥ 高バスとリワード導入場券をセットにした企画乗車を販売する。	山形交通 JRA	実施時期未定	GoToトラベルキャンペーンに合わせ発注する予定だったが、キャンペーンの再開が見込めないため。				
			A-4 観光利用促進	⑦ 交通系ICカード導入に向けた準備(令和5年5月14日導入) ⑧ 沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ⑨ 東北芸術工科大学内に回数券の販売開始	山形交通 JRA	令和3年4月より実施					
			D その他利用促進	⑩ 交通系ICカード導入・山形大学病院近くに停留所を新設する。 ⑪ 収益改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施 ⑫ 適正価格の見直しにより運賃改定を実施 ⑬ 乗務員および窓口業務に係る負担軽減により生産性の向上を図るため回数券の廃止を実施	山形交通 JRA	令和4年5月14日より運用開始 令和5年12月3日路線変更実施 令和8年4月より実施					
			A-1 貨客混載	① 需要調査実施結果に基づきダイヤ改正を実施(総務課・時刻変更) ② 上杉神社前バス停を上杉城史苑内へ移設し、一般路線バス、高バス、米沢市民バスの乗り場を一体化することによって利便性の向上を図った。 ③ 利用者拡大を目指し東北楽天ゴールデンイーグルスの試合およびイベントの有無に関わらず「宮城球場前」まで運行する便を増やした。	山形交通 JRA	令和3年4月より実施	当該路線と隣接する路線がない				
			A-2 路線再編	④ 需要調査実施結果に基づきダイヤ改正を実施(総務課・時刻変更) ⑤ 上杉神社前バス停を上杉城史苑内へ移設し、一般路線バス、高バス、米沢市民バスの乗り場を一体化することによって利便性の向上を図った。 ⑥ 利用者拡大を目指し東北楽天ゴールデンイーグルスの試合およびイベントの有無に関わらず「宮城球場前」まで運行する便を増やした。	山形交通 JRA	実施時期未定	GoToトラベルキャンペーンに合わせ発注する予定だったが、キャンペーンの再開が見込めないため。				
			A-3 混乗化	⑦ 高バスとリワード導入場券をセットにした企画乗車を販売する。	山形交通 JRA	実施時期未定	GoToトラベルキャンペーンに合わせ発注する予定だったが、キャンペーンの再開が見込めないため。				
			A-4 観光利用促進	⑧ 交通系ICカード導入に向けた準備(令和5年5月14日導入) ⑨ 沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ⑩ 東北芸術工科大学内に回数券の販売開始	山形交通 JRA	令和3年4月より実施					
			D その他利用促進	⑪ 交通系ICカード導入・山形大学病院近くに停留所を新設する。 ⑫ 収益改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施 ⑬ 適正価格の見直しにより運賃改定を実施 ⑭ 乗務員および窓口業務に係る負担軽減により生産性の向上を図るため回数券の廃止を実施	山形交通 JRA	令和4年5月14日より運用開始 令和5年12月3日路線変更実施 令和8年4月より実施					
(15)	新庄～仙台 山形交通	山形交通 JRA	A-1 貨客混載	① 利用者の利便性向上を図り、新庄駅西口より東口へ乗降場所を変更 ② 令和11年度に東根市と隣接駅(ハスベイ)を要望し、各駅間の利便性向上を図った	山形交通 JRA						
			A-2 路線再編	③ 交通系ICカード導入に向けた準備(令和5年5月14日導入) ④ 沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ⑤ 東北芸術工科大学内に回数券の販売開始	山形交通 JRA	令和4年5月14日より運用開始 令和5年12月3日路線変更実施 令和8年4月より実施					
			A-3 混乗化	⑥ 高バスとリワード導入場券をセットにした企画乗車を販売する。	山形交通 JRA	実施時期未定	GoToトラベルキャンペーンに合わせ発注する予定だったが、キャンペーンの再開が見込めないため。				
			A-4 観光利用促進	⑦ 交通系ICカード導入に向けた準備(令和5年5月14日導入) ⑧ 沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ⑨ 東北芸術工科大学内に回数券の販売開始	山形交通 JRA	令和3年4月より実施					
			D その他利用促進	⑩ 交通系ICカード導入・山形大学病院近くに停留所を新設する。 ⑪ 収益改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施 ⑫ 適正価格の見直しにより運賃改定を実施 ⑬ 乗務員および窓口業務に係る負担軽減により生産性の向上を図るため回数券の廃止を実施	山形交通 JRA	令和4年5月14日より運用開始 令和5年12月3日路線変更実施 令和8年4月より実施					
			A-1 貨客混載	① 需要調査実施結果に基づきダイヤ改正を実施(総務課・時刻変更) ② 上杉神社前バス停を上杉城史苑内へ移設し、一般路線バス、高バス、米沢市民バスの乗り場を一体化することによって利便性の向上を図った。 ③ 利用者拡大を目指し東北楽天ゴールデンイーグルスの試合およびイベントの有無に関わらず「宮城球場前」まで運行する便を増やした。	山形交通 JRA	令和3年4月より実施	当該路線と隣接する路線がない				
			A-2 路線再編	④ 需要調査実施結果に基づきダイヤ改正を実施(総務課・時刻変更) ⑤ 上杉神社前バス停を上杉城史苑内へ移設し、一般路線バス、高バス、米沢市民バスの乗り場を一体化することによって利便性の向上を図った。 ⑥ 利用者拡大を目指し東北楽天ゴールデンイーグルスの試合およびイベントの有無に関わらず「宮城球場前」まで運行する便を増やした。	山形交通 JRA	実施時期未定	GoToトラベルキャンペーンに合わせ発注する予定だったが、キャンペーンの再開が見込めないため。				
			A-3 混乗化	⑦ 高バスとリワード導入場券をセットにした企画乗車を販売する。	山形交通 JRA	実施時期未定	GoToトラベルキャンペーンに合わせ発注する予定だったが、キャンペーンの再開が見込めないため。				
			A-4 観光利用促進	⑧ 交通系ICカード導入に向けた準備(令和5年5月14日導入) ⑨ 沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ⑩ 東北芸術工科大学内に回数券の販売開始	山形交通 JRA	令和3年4月より実施					
			D その他利用促進	⑪ 交通系ICカード導入・山形大学病院近くに停留所を新設する。 ⑫ 収益改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施 ⑬ 適正価格の見直しにより運賃改定を実施 ⑭ 乗務員および窓口業務に係る負担軽減により生産性の向上を図るため回数券の廃止を実施	山形交通 JRA	令和4年5月14日より運用開始 令和5年12月3日路線変更実施 令和8年4月より実施					

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み				当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見	
			取組みの種類	取組の実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値 増収率4%増		目標数値の算出根拠
(16)	東立病院～金山 山形交通線	運行予定者	A-1 貨客混載	具体的な実施内容	山形交通 新庄市 金山町	スケジュール	・運送事業者からの情報の要請があれば検討	令和7年度実績18,243千円 4% = 729千円	<p>・新庄・金山間にはJRがなく、路線バスが地域の中心であり、新庄市までの通院、通学のための唯一の移動手段であり、根本的な見直しは困難。</p> <p>・新庄市内にある児童養護施設「双葉荘」や障がい者福祉センターなど周辺に居住する児童が通学する際の手段であり、現在の乗客の過半数が当該施設の児童である。児童の交通手段確保の観点から、当該路線の維持を希望する。</p> <p>(平成28年度より地域公共交通網形成計画の策定(金山町))</p> <p>・新庄・大蔵間はJRがなく、路線バスが地域の中心であり、通院及び学生の移動手段として重要になっています。</p> <p>・これまでは、家族、親類、近所の方のサポートにより買い物等に課題を抱える高齢者が少なかったと思われ、現在は、サポートしていた方々も高齢になってしまい、バス路線を維持することで移動手段を確保できる方が増えると考えられますので、路線維持は必須であると考えています。</p>	
			A-2 路線再編	・令和5年度の県立病院移転に伴う経路変更(路線再編)を病院・自治体等と協議検討 ・令和6年度より新庄市内に2ヶ所増える道の駅への乗り入れについて新庄市と協議検討 ・金山町管内において中学校、診療所を経由する経路へ変更。	山形交通 新庄市 金山町	令和5年10月に実施 令和6年初年度実施予定 令和8年4月実施	・運送事業者からの情報の要請があれば検討	増収率4%増		令和7年度実績18,243千円 4% = 729千円
			A-3 混乗化	① 新庄駅を拠点とした乗り換えに関して、わかりやすい案内表示や路線マップを作成	山形交通 新庄市 金山町	平成29年10月より検討開始	当該路線と接続する路線がない			
			A-4 観光利用促進	② 温泉地などの観光地を対象とした最上地域共通の乗車券を作成し、広域での販売を検討	山形交通 新庄市 金山町	平成29年10月より検討開始				
			D その他利用促進	③ 沿線の町内会へ説明会や乗り方教室を実施 新庄市内の3町内会において乗り方教室を実施 ④ 北原小学校の廃校により新しく明倫学園に通う生徒を対象に金山線利用のための定期券の案内と乗り方教室を実施	山形交通 新庄市 金山町	平成29年10月より検討開始 平成30年12月、平成31年1月実施 令和3年3月実施				
				④ 「もがみ」1日乗車券や路線限定した格安の乗車券の販売を目指す	山形交通 新庄市 金山町	平成29年10月より検討開始				
				⑤ 運賃値下げの検討 ⑥ 金山町報、新庄市報を利用した町民市民に対する周知徹底などのPR活動	山形交通 新庄市 金山町	平成31年4月より実施検討 平成31年4月1日ソニー運賃制度開始 平成31年3月期に掲載				
				⑦ 交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入)	山形交通	令和4年5月14日より運用開始				
				⑧ 収益率改善のため、適正価格の検討とそれに伴う運賃値直しを実施 金山町が実施する高齢者運転免許証自主返納事業において、これまで町営バスと町営ハイヤーにしか利用できなかった回数券を当該路線でも利用できるよう変更	山形交通 金山町	令和6年4月1日より実施 令和6年4月1日より実施				
			A-1 貨客混載	① 「スーパー」等と連携した買物代行サービスについて検討	新庄輸送 サービス (大蔵村)	平成30年5月より実施 至らず、但し地元輸送需要あり輸送支障で継続中。		増収率2%UP		令和7年度実績9,234千円 2% = 184千円
			A-2 路線再編	② 新幹線等着発時間に合わせたダイヤ改正 増便(6⇒7便)	新庄輸送 サービス (大蔵村)	平成29年4月より実施済み	当該路線と接続する路線がない			
			A-3 混乗化	③ 本路線に対する村営スクールバスの接続の改善を検討	新庄輸送 サービス (大蔵村)	平成29年10月より検討開始 平成30年10月より接続改善				
			A-4 観光利用促進	④ 日帰り温泉(ハツク等)の商品開発 温泉地の観光イベントのPRと充実	新庄輸送 サービス (大蔵村)	平成30年4月より附折温泉-新庄間往復券(割引)を作成し利用を促進。				
			D その他	① バスローケーションシステム導入でバスの位置情報を閲覧	大蔵村	令和5年11月より実施。		増収率2%増		令和7年度実績41,090千円 2% = 821千円
			A-1 貨客混載	(有)はながきバス	はながきバス	特に冬期は高寒状態となるが、車両の交通は雪面を走行	当該路線と接続する路線がない			
			A-2 路線再編	インバウンド向けの路線増設	はながきバス	R8.12～R9.3(冬期間)	当該路線と接続する路線がない			
A-3 混乗化	① 首都圏や海外からの観光客をターゲットとしたPR活動 ② 多言語音声案内の導入	はながきバス	① 令和8年5月より実施 ② 令和8年12月より実施に向けて検討							
A-4 観光利用促進	① バスローケーションシステム導入でバスの位置情報を閲覧	尾花沢市	令和3年6月より実施	当該路線と接続する路線がない						
D その他利用促進				当該路線と接続する路線がない						
(17)	東立病院～附折 サービス (大蔵村)	運行予定者	A-1 貨客混載	具体的な実施内容	新庄輸送 サービス (大蔵村)	スケジュール	増収率2%UP	<p>・新庄・大蔵間はJRがなく、路線バスが地域の中心であり、新庄市までの通院、通学のための唯一の移動手段である。</p> <p>・国道沿いに集落が点在しており、定時定期路線型の運行が最も効果的であり、その中でH29年4月より地域のニーズに合わせて車両を中型バスからマイクロスズバンに変更して運行中。</p> <p>(新庄市)</p> <p>最上地域で唯一精神科が設置されている「新庄明和病院」まで行くことができる唯一の移動手段である。精神科に通院する患者は自ら自動車運転することが難しい方もおり、当該路線がなければ新庄駅から約5キロメートルを徒歩等で通わなければならないため、当該路線の維持を希望する。</p> <p>(大蔵村)</p> <p>本線が路線となる大蔵村の大半が交通空白地帯となり、また、通学・通勤・通院・買い物には新庄市への乗り入れが必須となることから、この路線は必要である。また、JRなどの鉄道がないため代替輸送手段への転換もできない。</p>		
			A-2 路線再編	・令和5年度の県立病院移転に伴う経路変更(路線再編)を病院・自治体等と協議検討 ・令和6年度より新庄市内に2ヶ所増える道の駅への乗り入れについて新庄市と協議検討 ・金山町管内において中学校、診療所を経由する経路へ変更。	新庄輸送 サービス (大蔵村)	令和5年10月に実施 令和6年初年度実施予定 令和8年4月実施	増収率2%UP		令和7年度実績9,234千円 2% = 184千円	
(18)	銀山線	運行予定者	A-1 貨客混載	具体的な実施内容	大蔵村	スケジュール	増収率2%増	<p>・銀山温泉の最寄り駅・大石町駅からの唯一の路線バスである。</p> <p>・銀山温泉の観光目的の移動手段として、利用目的が異なる路線である。</p> <p>・新庄市や高橋町に対する生活路線となる重要な路線である。</p>		
			A-2 路線再編	・令和5年度の県立病院移転に伴う経路変更(路線再編)を病院・自治体等と協議検討 ・令和6年度より新庄市内に2ヶ所増える道の駅への乗り入れについて新庄市と協議検討 ・金山町管内において中学校、診療所を経由する経路へ変更。	大蔵村	令和5年10月に実施 令和6年初年度実施予定 令和8年4月実施	増収率2%増		令和7年度実績41,090千円 2% = 821千円	

申請 番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み				当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見		
			取 組 の 種 別	取 組 の 内 容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 数値		目標数値の算出根拠	
(19)	山形～鶴岡 山形交通 庄内交通	A-1 貨客混載 A-2 路線再編 A-3 運業化 A-4 観光利用 促進	① 新編の輸送	山形交通庄内交通			当該路線と整合する路線がない	【山形交通】 令和7年度実績38,375千円 × 2% = 787千円 【庄内交通】 令和7年度実績18,261千円 × 2% = 365千円	山形庄内地方と村山地方を直通で行き交える唯一の交通手段であり、仕業や通学での移動や他地域へ進学した学生の通学通塾等に利用されている。月山や湯殿山などの観光路線としても多くのお客様に利用されている。		
			② 山形鶴岡間2回券+1日乗り放題券の拡販及び湯野年皇居泊プランの商品開発	山形交通庄内交通							
			③ 道の駅にかわね付近へ乗降場所を設定できないか関係各所と協議を行った。	西川町 西村山連携支庁 山形交通 山形交通庄内交通	令和6年に協議を実施						
			④ 交通系ICカード導入(令和4年5月14日導入) 沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山形交通庄内交通	令和4年5月14日サービス開始						
(20)	酒田～山形 庄内交通	A-1 貨客混載 A-2 路線再編 A-3 運業化 A-4 観光利用 促進 D その他 利用促進	① 新編の輸送	庄内交通			当該路線と整合する路線がない	令和7年度実績109,319千円 × 2% = 2,186千円 令和7年度実績2,122千円 × 2% = 424千円 2,122千円 / 109,319千円 = 2%	山形庄内地方と村山地方を直通で行き交える唯一の交通手段であり、仕業や通学での移動や他地域へ進学した学生の通学通塾等に利用されている。月山や湯殿山などの観光路線としても多くのお客様に利用されている。		
			② 交通系ICカード(地域連携ICカード)導入	庄内交通							
			③ 沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	庄内交通							
			④ 交通系ICカード(地域連携ICカード)導入	庄内交通	令和4年5月14日サービス開始						
(21)	鶴岡～三川 庄内交通	A-1 貨客混載 A-2 路線再編 A-3 運業化 A-4 観光利用 促進 D その他 利用促進	① 利用実証及び地域需要に合った路線形態の検討	庄内交通 鶴岡市 酒田市 三川町	令和3年10月より既設線を分割再編。 令和6年4月より、鶴岡市内他路線との重複運行区間を短縮し、生産性向上を目指す	朝晩(特に冬期間)は通学、通勤客で 混雑のため、車両の改造が困難	令和7年度実績9,571千円 × 1% = 96千円 379名 × 253円 = 96千円 96千円 / 9,571千円 = 1%	・鶴岡市～三川町～酒田市を結ぶ、JR羽越本線を 補完する重要な路線であり、通学、日常生活・通学 に利用されている。			
			② 1日乗り放題券の拡販	庄内交通 鶴岡市	平成29年9月より販売開始 IC化に伴いICのみでの販売 (地域)令和4年7月～9月、ポスティングによる周知活 動、地域ごとの小コミュニティへ訪問し乗り方教室開 催 (観光)ターミナルや駅への設置	当該路線と整合する路線がない					
			③ 地域(高齢者の利用促進)の為に、路線別時刻表の作成および居住者が多い路線地域をターゲットとし停留所300m区域へのポスティング周知を計画	庄内交通							
			④ 利用促進のためのバスロケーションシステム導入	庄内交通	令和1年12月23日よりサービス開始 動画配信およびイベント開催による周知を計画						
			⑤ 交通系ICカード(地域連携ICカード)導入	庄内交通	令和4年5月14日サービス開始						
			⑥ ICカード可視化分析システム導入	庄内交通	令和7年3月						
			⑦ 自社開催イベントバスまつり開催による情報発信および利用体験による利用促進	庄内交通	9月20日全園バスの日に合わせて企画						

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み			当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換がでない理由 路線の維持を希望する市町村の意見					
			取組 具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値		目標数値の算出根拠				
(22)	三川～清田	庄内交通㈱	A-1 乗客混載	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用集約及び地域需要に見合った路線形態の検討 ② 「つるおか1日乗り放題券」の拡販 ③ 地域(高齢者の利用促進の為、路線別時刻表の作成および居住者が多い路線地域をターゲットとし停留所300m区域へのポストインジック周知を計画) ④ 観光利用者の利用促進の為、路線別時刻表の作成及び配布 ⑤ 利便性向上のためバスロケーションシステム導入 ⑥ 交通系ICカード(乗換連携ICカード)導入 ⑦ ICデータ可視化分析システム導入 ⑧ 自社開催イベント「バスまつり」開催による情報発信および利用促進 ⑨ 市町開催のイベントへの出展や集まりへ向き「乗り方教室」による情報発信 	庄内交通 鶴岡市 酒田市 三川町	令和3年10月より既路線を分割再編 令和7年4月更なる再編に向け協議検討	船橋(特に冬期)は通勤・通勤客で 乗員のため、車両の改造が困難	乗収率 1%増	令和7年度実績11,478千円× 1%＝115千円 454名×259円＝115千円 115千円/11,478千円＝1%	<ul style="list-style-type: none"> ・船岡市・酒田市を結ぶ「R羽根本線」を相次ぐ重要路線として、通年、日常生活・通学に利用されている。 			
			A-2 路線再編			庄内交通	令和3年10月より既路線を分割再編 令和7年4月更なる再編に向け協議検討	当該路線と競合する路線がない					
			A-3 混乗化			庄内交通	平成28年9月より販区開始 IC化に伴いICのみでの販売						
			A-4 観光利用			庄内交通	(地域)令和4年7月～9月 ポストインジックによる周知活動 地域ごとの小コミュニティへ訪問し乗り方教室開催 観光ターミナルや駅への設置						
			D その他 利用促進			庄内交通	令和1年12月23日よりサービス開始 動画配信およびイベント開催による周知を計画						
(23)	鶴岡(ゆほかい)では文化記念館	庄内交通㈱	A-1 乗客混載	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用集約及び地域需要に見合った路線形態の検討 ② 「つるおか1日乗り放題券」の拡販 ③ 地域(高齢者の利用促進の為、路線別時刻表の作成および居住者が多い路線地域をターゲットとし停留所300m区域へのポストインジック周知を計画) ④ 観光利用者の利用促進の為、路線別時刻表の作成及び配布 ⑤ 利便性向上のためバスロケーションシステム導入 ⑥ 交通系ICカード(乗換連携ICカード)導入 ⑦ ICデータ可視化分析システム導入 ⑧ 自社開催イベント「バスまつり」開催による情報発信および利用促進 ⑨ 市町開催のイベントへの出展や集まりへ向き「乗り方教室」による情報発信 	庄内交通 鶴岡市	令和3年10月より既路線を分割再編、経過を継続協	観光シーズンは乗員のため、車両の改造が困難	乗収率 1.0%増	令和7年度実績22,219千円× 1%＝222千円 450名×493円＝222千円 222千円/22,219千円＝1.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・船岡市街と旧羽根町中心部を結ぶ唯一の公共交通手段であり、日常生活・通学に利用されている。 ・出羽三山の日本遺産登録等により、シーズン中の観光目的利用も多い重要な路線 			
			A-2 路線再編			庄内交通	令和3年10月より既路線を分割再編、経過を継続協	当該路線と競合する路線がない					
			A-3 混乗化			庄内交通	平成28年9月より販区開始 IC化に伴いICのみでの販売						
			A-4 観光利用			庄内交通	(地域)令和4年4月全戸配布による周知活動、地域ごとの小コミュニティへ訪問し乗り方教室開催 観光ターミナルや駅への設置						
			D その他 利用促進			庄内交通	令和1年12月23日よりサービス開始 動画配信およびイベント開催による周知を計画						
						庄内交通	令和4年5月14日よりサービス開始						
						庄内交通	令和7年3月 利用実績把握により、路線のあり方を検討 9月20日全園バスの日に合わせ企画						